

第六十五回国会 参議院 逓信委員会 會議録 第十二号

(二四四)

昭和四十六年四月二十七日(火曜日)

午前十時十四分開会

委員の異動

四月二十七日

兼任

寺尾 豊君
矢野 登君
平井 太郎君
野上 元君
北條 浩君

補欠選任

林田悠紀夫君
上田 稔君
迫水 久常君
瀬谷 英行君
内田 善利君

出席者は左のとおり。

委員長

横川 正市君

理事

長田 裕二君
郡 祐一君
新谷寅三郎君
永岡 光治君

委員

上田 稔君
小林 国司君
古池 信三君
迫水 久常君
白井 勇君
西村 尚治君
林田悠紀夫君
久保 等君
鈴木 強君
瀬谷 英行君
内田 善利君
堀出 啓典君

国務大臣

郵政大臣 井出一太郎君
労働大臣 野原 正勝君

政府委員

内閣法制局第四部長 角田礼次郎君
経済企画庁国民生活局長 宮崎 仁君
外務省アメリカ局長 吉野 文六君
厚生省社会局長 加藤 威二君
郵政大臣官房長 野田誠二郎君
郵政大臣官房電氣通信監理官 牧野 康夫君
郵政省郵務局長 竹下 一記君
郵政省貯金局長 山本 博君
郵政省簡易保険局長 中田 正一君
郵政省電波監理局長 藤木 榮君
郵政省人事局長 北 雄一郎君
郵政省経理局長 溝呂木 繁君
労働省労務局長 石黒 拓爾君
自治大臣官房長 岸 昌君
事務局側 竹森 秋夫君
常任委員会専門員

本日の会議に付した案件

○郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査
(沖縄におけるVOA放送に関する件)
(郵政省及び日本電信電話公社職員への賃金引上げに関する件)

○郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(横川正市君) ただいまから逓信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、寺尾豊君及び矢野登君が委員を辞任され、その補欠として林田悠紀夫君及び上田稔君が選任されました。

○委員長(横川正市君) 郵政事業及び電氣通信事業の運営並びに電波に関する調査を議題といたします。

本件に関し、質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○鈴木強君 最初に、沖縄返還の関係の問題で、若干お尋ねしたいと思います。

いよいよ沖縄返還に伴う日米間の交渉も大詰めになりつつあるように思います。そして積極的に交渉に当たっている皆さんの御苦労にわれわれ国民の一人として感謝しているわけですが、要はどのような最終段階において状態になっているかというところは実は伺いたかったんですが、そのうちで特にこの委員会に関係のあるVOA放送の扱いをどうするか、こういう問題が沖縄返還後の基地の問題やあるいは在沖縄米軍の財産の引き継ぎの問題、こういう問題とあわせて非常に重大な問題になっていると聞いているわけですが。

そこで、VOAについては、井出郵政大臣と愛知外務大臣が二十三日にお会いになっているようですが、これは新聞の報道によりますと、従来郵政大臣が本委員会においてわれわれに御答弁をいただいている趣旨、あるいは予算委員会における同様の御答弁の趣旨等から見まして、どうも少しふらついてきたような気もするわけです。これは相手のあることですから、交渉の状況というのは必ずしもコンスタントにはいきませんが、要は核抜き基本土並みであるという佐藤・ニクソン会談の基本的な精神に基づく考え方に立って、この問題も当然交渉されていると思うのです。ですから、

そういう点を思うにつけても、どうもアメリカ側の言い分も国内法から見ると無理だと思えます。

したがって、そういう点をどう調整するかということが非常に御苦労のあるところだと思えますが、とりあえずVOA放送に対する交渉は現段階でどういうふうに進んでおるのか、それを中間的になると思いますが、ひとつ吉野アメリカ局長にもおいていただいておりますから御答弁をいただいて、あわせて郵政大臣も外務大臣と御折衝なさったようですから、その経過について伺いたいと思えます。きょう外務大臣が御都合でどうしても海外高官との折衝の関係で出られないそうですからお二人から伺いたいと思えます。

○国務大臣(井出一太郎君) ただいま鈴木さんから二十三日に私と外務大臣と会いました際のまの新聞記事等をごらんになっての御表現だろと思えますが、これは何か非常にまちまちな観測記事みたいなふうに出ておると私は思っています。そこで、ごくあらましだけ申し上げますと、まあ外務大臣とは従来もおりに触れて話し合っていますから、二十三日当日には外務大臣のほうから大体アメリカ側と接触をしてこういうふうな感觸である、あるいはまたその経過といったものはその御報告がありました。それで私のほうはそれを承るにとどめてあるわけですが、同時に、私どものほうとしては電波法第五條というものが、私どもがこれを存置するということとはまことに困難である、こういう従来どおりの主張を申し上げて、どうかこれを踏まえてさらにひとつ交渉に当たっていただきたい、こういうふうな申し上げてあるわけでございます。以上がまあそのときの状態でありまして、きょうは幸いこの件で苦心をされておる吉野アメリカ局長お見えでありますから、外交折衝の段階等については詳しい方がありますので、引き続き吉野さんから御答えがあ

ると思ひます。

○政府委員(吉野文六君) お答えいたします。ただいま井出大臣から国内法の関係につきまして御指摘のとおりでございます。事VOAに關する限りは、われわれの態度は終始一貫いたまふところのこのような施設は日本において許されなというラインにおいて折衝しております。

先ほど鈴木先生から御質問がありました沖繩交渉の現段階につきましては、御存じのとおり、われわれといたしましては、この春から夏にかけて協定を調印し、今年中に協定の基盤をつくりまして、来年においてこれを実施したい、こういう目標でいま種々の懸案を詰めておるわけでございまして、一部新聞等に指摘されておりますように、依然として施設問題とか、あるいは資産の引き継ぎ問題、あるいはVOAというような問題が大問題としてまだ残つておるわけでございます。で、ほかの諸問題につきましても、日米間に合意が達しているというわけではなく、これらについても依然として交渉しているわけでございますが、何ぶん協定の性格といたしまして、一つ一つきめていくわけにいかず、やはり全部を一つのパッケージのような形でまとめるを得ない。その意味でも、これらの大きな問題が残っているということがいまの交渉の現段階をよくあらわしているものでございまして、VOAにつきましては、先方の主張は、御存じのとおり、VOAの活動を沖繩復帰後も依然として許してほしいということにあるわけでございます。で、わがほうは、先ほど申し上げましたように、法律のためにも、また、わが国民感情からしても、またいろいろのその他の考慮から、この活動は今後許されない、こういうこととして依然として双方の主張が対峙している段階でございます。

度。ところが、アメリカ側はこれまたぜひこれを存続したいというお考え方。要するに、いまのところは全く対立をしているわけでございまして。もちろん、これは一部の新聞の報道ですが、二十三日の閣議前の外務大臣と郵政大臣との会見の模様について触れておる記事の中に、愛知外務大臣と井出郵政大臣が二十三日、閣議前に会見をして、その際、VOAの取り扱いについて協議をした、その結果、米側が強硬にVOAの存続を主張していることから、二年ないし三年の暫定期間VOAの存続を認めるという妥協案で米側と折衝することで意見が一致したというふうに、これは報ぜられております。あと、これは各新聞によってもちろん違ひますけれど、最終的に政府が態度をきめる前に、佐藤総理大臣と井出さんがお会いになつて電波法の問題で郵政省の態度を明らかにしたい、こういう記事もある。また一つには、存続の期間というのを一定期間を認めるかどうか協議をしたいと述べただけだというふうな記事もある。ですからまあまあでございませう。外務省筋は、VOA放送について暫定期間の存続、こういうことをやはり考えざるを得ない。そしてその際、沖繩返還協定にこういうものを明記してやるか、あるいは国内法の改正でいくか、あるいは特別立法をするか、いずれにしても、そういう方法によつてアメリカ側の意見に譲歩せざるを得ない。こういう観測が強く流れているわけですね。これは私は当たっているようにも思うのです。これは私の観測ですが、したがって、いま述べましたような暫定期間存続ということでアメリカ側とひとつ妥協してもらえないか、こういう考え方は郵政大臣は持つておられないのですか。

○国務大臣(井出 太郎君) 必ずしも必ずしも言わず、総理とはまあ、ときおり会つてもおりますし、これを最終的という段階においては、なお一そう私どもの立場をより明確に詳しく御説明をすべきであらう、こういうことは考えております。

○鈴木強君 これは吉野アメリカ局長にお伺いたしますけれども、これは憶測の記事ですから、私も、皆さんがそうでないという場合に、なおそのうだという論理に立つて御質問をするのはちよつと失礼になると思ひますけれども、しかし、どうもおおよそ常識的に考えてみた場合にありそうなことだと思ふ、一つの妥協案として。そう思ひますよ、私としては。ですから、そうであるならば、そうらしくは国民の合意を得るような次善の策を考えなければならぬ。こちらには絶対にだめだと言ふし、向こうは置くと言ふ。じゃ一体どうしたらいいのか。これは日米間の友好関係のあれもあるでしょう、あるいは一面においては核抜き本土並みという基本的な考え方もあるわけですから、アメリカとしても、日本の国内法があるのに、強引にこういう無理難題を吹かせるようなことが日米友好のためにいいかどうかということとは、これはまた問題があると思ひますね。ですからして、すなわちアメリカが日本の国内法に従つてVOAを存続させないということで撤去すれば一番いいわけですが、なかなか事情はそうでないように思ふから、この点の一つの微妙な交渉の問題としてクローズアップされておると思うのです。私はそういう交渉上のいろいろテクニクは一応理解します。しますが、あくまでも交渉を皆さんがおつしやるように国内法に基づいておやりになるというならばそれはけつこうです。もしいま私が申し上げたような、あるいはまた新聞記事に書いてあるようなことが全く事実無根の憶測であるならばそれもけつこうです。ですから、そういうあるならば、そういう基本路線に立つて今後一

歩も引かないで日本の立場を堅持していただきたい。それが日米友好のためにむしろプラスである、アメリカのゴリ押しがむしろマイナスであるというのをぜひアメリカにも認識をしていただいて、日本の意見が通るように今後も最善の努力をしていただきたい、こういうことを私は強くお願いをするわけです。

○政府委員(吉野文六君) ただいま述べられました鈴木先生の御意見ありがたく拝聴しておきます。

○鈴木強君 郵政大臣いかがですか。いま私の意見に対して、佐藤総理にはどうも最終的に会うらしい——こちら辺は当たっているのですね。だから、やっぱりこの記事のようにな形に実際はなっているんじゃないですか。もう一回念を押して伺つておきます。

○国務大臣(井出 太郎君) 先ほど来申し上げますように、その観測記事が各社によつてまちまちでございます。必ずしも真相を伝えるものではない、かように思つておりますが、いま鈴木さんおつしやるような線では、私もこの問題の処理には十分に力を入れてやつてまいりたいと思ひます。

○鈴木強君 それでは、この問題は、これで終わります。

次に、忙しいところ労働大臣においでいただきましてありがとうございます。それで、きょうは三公社五現業の公労協関係の春闘の問題でお尋ねをいたします。

この委員会は郵政と電電公社の関係でありますから、労働組合は全電通と全通の二つの組合になります。この両組合は三公社五現業の各組合とともに大幅賃金引き上げを電電公社総裁並びに郵政大臣に要求をして目下それぞれの当局との間で団体交渉を行なつておるようでありまして、まあ、例年のことですが、この交渉は当事者能力との関係で難航しております。そしていまだに有額回答が出されておられません。そのため闘争は激化の方向をたどつておりまして、きわめてわれわれ

としても遺憾に思います。

昭和四十五年度における消費者物価の上昇は驚くべきものがありまして、その率は政府が立てた当初見通し四・八％を大きく上回って七・七％にも達しておる、これは御承知のとおりです。本年度に入りましてはなかなか諸物価の上昇というのは依然として激しいものがございます、このような情勢の中で組合側が大幅な賃金の要求をすることもまたたけだし当然だと思ひます。したがって、この要求を解決をして円満に事態を乗り切っていくということが、当面郵政大臣並びに労働大臣、特に所管の大臣として重大な立場に置かれておられるのであります。いろいろと御多忙の中を御苦労をいただいていることについては心から感謝をいたしますが、いよいよ大詰めになつておると思いますので、この際、政府としては誠意をもって事態の解決に当たつてもうらいたいと思ひます。これは当事者能力がどうもないようですね、いまの制度上。したがって、どうも有額回答ということとはそれぞれの労使間において幾ら団体交渉をしても結論が出ないという困つたしかけになつております。したがって、政府のほうとして三公社五現業の職員の賃金をどうするかということについての御相談をいただいて、その上でそれぞれの当局を指導していただいて、有額回答を組合に示す、こういうような変則的なやり方をしてきておるわけでございます。

で、ことしもそういう意味で、私はすみやかに政府がその態度をおきめになつて有額回答をされるべきである、こう思ふのでございますが、いまの現状は政府としてどういふ態度を三公社五現業の組合の人に対しておとりになつておるか、まずこのところを労働大臣から伺ひたいのです。

○国務大臣(野原正勝君) 三公社五現業に關しましては、できるだけ当事者能力を認めてやりたいということでは有額回答を行なうべきだという主張のもとにやつておるわけでございますが、三公社五現業の実態はなかなか各企業が独自の立場から

満足を与えるような回答になり得ない事情がございます、その辺はだいたい苦慮しております。しかし、そう申しまして、あくまでも当局側が誠意をもって有額回答を示すという必要もあるわけでございますから、実は労働組合側とのいろいろな交渉もやつてまいつたわけでございますが、いづれでも回答をおくらしておるというわけにもいきませんので、本日の閣議のあとにおきまして、各企業等の回答をしたいという考え方を三公社五現業の關係省及び關係閣僚が集まりまして協議いたしましたして、国鉄を除く各公共企業体の申し出のございました回答に対してこれを了承しようということにいたしましたまいつたわけでございます。いづれでもできるだけ早く各当局は回答を行なうと存じます。

そういうことで、本日の關係閣僚の考え方は、一致してできるだけ自主能力を認めていこう。それによつて円満に賃金の問題に対する妥協ができますことを衷心から望んでおるわけでございますが、そうしたことが労働組合側の御了承をもし得られない場合におきましては、裁定問題となつてまいらるわけでございます。公労委の裁定にゆだねるという場面も出てまいらると思ひわけでございますが、できるだけ当局並びに組合側が今日の事態を十分に御理解をいただきまして、円満裏に解決できますことを衷心から切望しておるわけでありませう。

○鈴木強君 いま關係閣僚の皆さんがお集まりになつて、国鉄を除く各企業体に対し、組合側に有額回答をしてもよろしいという、こういうことをおきめになつたわけですね。そうしますと、有額回答の内容について、いわゆるさくばらんに言つたら金額ですね、有額回答の場合その金額について、やり方について、政府から一定の額を示して、その額によつて回答をしない、こういふふうになつておるのか。その額については各労使間のそれぞれの自主性において回答をしてよろしいというのか。その点はどうぞございませう。

○政府委員(石黒拓爾君) 額につきましては、各企業体、それぞれいろいろな事情がございますが、あまりばらばらになつてはまいらうということ、その調整に努力してまいつたわけでございますが、その調整もおおむね見当がつきましたので、本日閣議會議の御了承を得たということでございます。均衡のとれた額が出るものと思ひます。

○鈴木強君 そうすると、その額は幾らですか。○政府委員(石黒拓爾君) 額につきましては、これは当事者能力發揮の見地から、当事者と当局が団体交渉の席上において明らかにするものでございませう。政府が幾ら幾らと指示したということとを申し上げるのは適當でないんじゃないかと考へておる次第でございます。しかし、おおむねの見当はついておりますので、もし必要がありましたらおおむねの見当でよろしければ申し上げます。

○鈴木強君 おおむねの見当で……。

○政府委員(石黒拓爾君) 回答の具体的な額はもちろん各公共企業体等によつて異なりますので、一律ではございませませんが、経理の実情を勘案して、誠意を尽くした回答を出すようにという方針でやつておりますので、大体の見当は、昨年の回答額あるいはこれに近い数字という程度の額に相なるものと考へます。

○鈴木強君 大体、昨年の回答額ないしこれに近い数字——これは労政局長、だいたい遠慮されていませうけれども、確かに本来の労使間の問題について政府がいろいろなくちばしを入れると、介入したとかいふ非難があるのですけれども、三公社五現業に關する限りは当事者能力というのがほとんどないのです。全然ないとは言ひませんが、ほとんど、従来の経過から見ても、ほとんどない。したがって、どうしても政府が指導的立場に立つて、政府の考え方をまとめてそれを授けることによつて有額回答が出てきておる、こゝ一、二年の政府側の努力というものを私は評価していいと思ひます。非常に皆さんが御苦労されて、問題解決のために誠意を持ってやろうという、そういう意思が出ておることは非常にこれは喜ばしい現象だと私は思ふのです。だからして、まあ原則的には、池田・太田会談ですね、あそこで問題になつたような、三公社五現業に対する当事者能力を早く与えていくという、この原則を踏まえた制度の改正というのが当然必要になつてくると思ひます。これはこれとしてあとからも御意見を承りたいのですが、そういう段階ですから、あまり遠慮をされなくてもいいと思ひます。したがって、いまお述べになつた、きょうおきめになつたその内容ですね、これはわかりましたが、私はこの際、少し意見を申し上げておきたいのです。もちろん、これから当局が当事者能力という点を踏まえて、政府からの御指導でそれぞれの企業が組合に回答を出すと思うのですが、大体の政府の考え方を示してあるわけですが、示したものが私に言わせると不満足なんです。御苦労はわかりますよ、わかりますけれども、困る。というのは、昨年の回答額ないしこれに近い数字ですね、こういうことになりまして、一体、物価高というものをどういふふうにかへていくのか。去年も七・七％も上がつておるわけですよ。ことしだつて必ずこれに近いような消費者物価の上昇があると見なければならぬ。生活レベルも上がつていくので、どうも、昨年の回答額ないしこれに近い数字というものは、これはちょっと酷じゃないですか。少なくとも政府の態度として昨年の回答額を上回る額を、まあ具体的に言へばですね。そういうことでどうして御指導ができなかつたのですか。私は、たいへんいまの段階で關係の皆さんが英知を集めてこういう回答するような態度をきめられたことについては、重ね重ね感謝いたしますけれども、そのところが私から言わせると、不満足なんです。ですからもう少し実情に合った最低限度をどうしておきめになれなかつたのか、どうですか。

○政府委員(石黒拓爾君) 物価高等のこともございます、御意見もまことにこもつともだと存じ

ますが、一面、各企業等々の経理も非常に苦しいということもございまして、その間で、できるだけ額というふうに考えたわけでございまして。回答額も昨年に近いものというので、下回って近い回答をするとは必ずしも申し上げておるわけではございませんので、御了承願います。

○鈴木議員 わかりました。昨年の回答ないしこれに近い数字、そういう意味ですね。上回る場合もあるということですから、それはわかりました。有額回答をした政府の態度についてはよくわかりました。これはあとから当然、団体交渉によって御指摘のように労使間で認められるか認められないか、認められなければ仲裁になり公労委員に入らると思うのですが、今後さらに実情に即し、事態に即し、組合員の意向もあるわけですから、そういう方向に持っていくようにできるだけひとつ今後労働大臣以下の皆さんに最善の努力をしていただいて、ことはよく慣行の中でさらにこういうスタートができたのですから、無用な紛争がないように、ぜひひとつ今後ともこの額を上げるように大いに努力をしていただくように政府の善処を強く要望して、私はこれで終わります。

最後の点だけ労働大臣から……
○国務大臣(野原正勝君) 今後とも三公社五現業に対する問題は当事者能力を一そう強化してまいるように努力を積み重ねてまいる考えであります。

○委員長(横川正市君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(横川正市君) 郵便法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、派遣委員の報告をいたします。
私は、長田理事、新谷理事、永岡理事、古池委員、鈴木委員及び提出委員とともに、目下当委員会に付託されている郵便法の一部を改正する法律案の審査に資するため、去る四月二十三日名古屋愛知会館で開催されたいわゆる地方公聴会に出

席し、学識経験者など六名からそれぞれ本案に対する意見を聴取してまいりましたので、その概要を御報告申し上げます。

まず、反対意見の要旨を申し上げます。
その論点の第一は、郵便料金値上げと物価問題との関連であります。すなわち、物価問題の解決には、公共料金の抑制が至上命題であるにもかかわらず、平均三五％という郵便料金大幅値上げを提案しているが、これは郵便料金は安いという国民の信頼を裏切るものであり必ず便乗値上げを誘発し、一般物価の上昇に拍車をかけることは明らかである。郵便料金の家計費に占める割合はわずか〇・一三％にすぎないという感覚に問題がある。しかも今回の値上げは今後三年間の収支のバランスを前提としたもので、その計画には局舎建設等の経費は含まれないので、それに要する借入金、利子等はその後収入によってカバーしなればならないため、三年後にはさらに大幅な値上げが予定されていることは明白であるというものであります。

第二は、赤字解消は料金値上げによらず一般会計からの繰り入れによるべきであるという意見でありまして、今回の値上げ案は、国民各層の意見を反映した場において審議されたものではなく、政府協力者をもって構成された郵政審議会の答申をうのみにしたものである。賃金上昇を料金値上げによってまかなおうとするは必ず物価上昇という連鎖反応を生じる。この悪循環を断ち切るためには、収入のすべてを利用者からの料金に依存するのでなく、一般会計からの繰り入れにより、国家財政の中で措置すべきである、と述べられております。

第三は、改正法案第三条の新設に反対する意見でありまして、第三条は郵便事業経営の基本理念を公共性中心から企業性中心に転換するものである。第一条の国民福祉の目的性を否定するものである。したがって、第三種及び第四種料金の省令委任と相まって、今後加速度に大幅値上げが行なわれる危険性を包蔵するなどの批判であります。

第四は、第三種及び第四種料金の省令移行に反対する意見であります。すなわち、これは憲法第八十三条の精神、財政法第三条の規定に違反する。またこのことは歴史的に見て、官僚統制の強化を促すものである。大臣の一存で料金を決定することは、国会無視、議会政治の否定であって、ますます政治への不信を助長する結果となるというのであります。

第五は、労使関係の正常化が料金値上げに先行すべきであるという意見でありまして、最近における郵政の労使関係は、当局の全通敵視、不当労働行為、組合の分裂政策によって、職場では労使の対立が激化し、職場のなかには暗い空気に包まれている。まず、労使間の諸問題を解決し、事業に対する組合の理解と協力を得る態勢をつくることが必要で、これなくしては、かりに値上げを実施したとしても、職場内の不信とあつれきによって業務の正常化、サービスの向上は望むべくもない。労使協力の基盤整備なくして、料金のみを上げることは反対である、と強く主張しております。

以上が反対意見のあらましであります。
次に、賛成意見の概要について申し上げます。これら意見はニエアンスの差こそあれ、いわば条件つき賛成でありまして、初めに賛成の部分から申し上げます。

まず、郵便料金値上げは、次のような事情から、これをやむを得ないものとしております。すなわち、郵便事業は人手に依存する度合いが高く、人件費が事業経費の八〇％を占め、しかも省力化施策が困難な特異な企業である。最近における人件費の高騰は著しく、前回値上げを行なった昭和四十一年に比し一・六倍となっている。したがって、郵便事業においては、企業努力、経営管理の面で指摘される点はあるけれども、赤字の発生は無理からぬものと考えられる。今回の料金値上げは平均三五％の値上げであるが、郵便料金の家計費に占める割合は〇・一三％程度であるから、直接生活費に対する影響は問題にするほどではない、と述べております。

第二に、赤字解消の方法については、赤字は一般会計(税金)から繰り入れ補てんするという意見もあるが、郵便の利用状況は人によって異なるので、利用者すなわち受益者が料金という形で負担するのが最も公平である、としております。

第三に、第三種及び第四種郵便物の料金を省令に委任する点については、法律によって、一定の基準と条件の範囲内で省令に委任することは適法である、と陳述しております。

以上の賛成意見には、次のような事業改善について積極意見ないし賛成の前提条件が提案されております。

その第一は、サービスの向上、とりわけ郵便の遅配解消に対するもので、今年の年賀郵便の遅配は特にはなだしかつたが、日常においても郵便の配達にはきわめて不安定で、安心して郵便を利用することができない。また、急ぐ郵便は速達にならなければならないが、速達が常態化する中で実質的値上げをしいられるばかりか、速達そのものが遅いことがあわせて問題である。四十二年の料金値上げの際、サービス向上を条件に実施されたが、現状はむしろサービスは低下している。この際、郵便のタイムテーブルの励行をぜひとも実現せられたい、と条件をつけております。

第二は、サービス向上にもつながらる事業の合理化、効率化に関するもので、局舎特に大都市周辺の局舎の建設、近代化を積極的推進するとともに、機械の導入による省力化、機動力の導入による効率化をさらに強力に実施する必要がある。また郵便物の規格化、特にスペースを要する小包のダンボール規格化の検討、採用を提唱する、と強調しております。

第三に、郵便外務員の確保対策として、給与の改善、住宅のほか厚生施設の整備、制服の改善等を積極的にはかるなど、郵便の職場を魅力あるものとして評価される施策が重要である、と述べ、最後に、人事管理における人間関係管理の必要性について述べ、労働者を単に労働力としてでなく、人間として認識し、人間としての人格を尊

重し、人間性を回復するという、きめこまかい個々の人間関係の醸成が、職員を高める要諦であり、郵政事業の労使関係改善の基本につながるものと考える、と提言されております。

六人の陳述人が、期せずして、郵便事業に対して、大なり、小なり不信感を抱いていることを、公聴会で身をもって体験してまいりましたが、一日も早く事業の安定をはかり、これら国民の不信感を除去されるよう強く要望をいたします。

なお、陳述人の役職名等は朗読を省略して別紙として提出しますので、末尾に掲載されることをお願いして、私の報告といたします。

○委員長(横川正市君) これより本案に対する質疑を行ないます。

○鈴木強君 最初、大臣にお尋ねしますが、先ほど今春閣内閣に対する政府の方針は承りましたが、具体的に郵政大臣として全通に対してこの政府の方針に基づいて幾らの回答をなさる御予定ですか、同時に、電電公社の場合はどういふふうになりますか。

○国務大臣(井出太郎君) 先ほど労働大臣から政府の一般方針についてお答えがありました、これはこれがついて先刻のことでありまして、これを受けて事務当局へ数字その他について協議をする、こういう段階で進んでおります。したがって、いま一、二時間かかるのではないかと、かように御了承を願いたいと思っております。

○鈴木強君 一、二時間というのはなんですか、団体交渉は早速開いていただいでそこで回答するわけですね。これはきょう中におやりになるのではないのですか。その点はどうかですか。

○国務大臣(井出太郎君) おそらく電電公社のほうはきょうにもそういうことになる、それから郵政のほうはこれはもう御案内のように法律案との関連もございまして、そういう意味で、私、一、二日と申した次第であります。

○鈴木強君 これはいずれまた今後委員会がござ

いますから、大臣にはそのつどそのつどお願いしますが、大きな線では先ほど労働大臣に申し上げましたように、大臣はじめ皆さんの御苦労が実った、こういうことになったと思っておりますが、もちろん、国鉄等非常に経営の悪いところが除外されておることは、これは非常に残念ですね。もう少しその辺に対するわれわれの納得できるような回答がなかった点は非常に残念でございますけれども、まあその他の点について大臣の誠意を認めますが、今後どういふ回答をお出しになるのか、その線に沿って、わかりませんが、郵便法の審議の途中ですから、大臣の政治的な配慮はわかりませんが、いざれにしても、大臣のすみやかな回答を出すことが問題解決の第一歩ですから、その意味では、少なくとも昨年の回答を下回らないように、最低にしてぎりぎりの線を申し上げるならば、昨年よりも上回るという、こういうひとつ回答をぜひお出しになるように、全通に対してもあるいは電電公社に対してもそういう指導性でやってほしいと思うが、しかも時期はできるだけ早くやっていただくようにお願いしたいのですが、いかがですか。

○国務大臣(井出太郎君) 御趣旨の線に沿いまして、できるだけ早く回答を出すことにいたします。

○鈴木強君 それでは、法律案のほうの問題について若干質問いたしますが、まず、昭和四十五年予算で約百十九億円の赤字を生じておりました、これは持ち越し現金で充当して難をのがれたわけですね。その後予算編成後に例のベースアップがありまして、昨年のそのベースアップによって実際のには経費増というのはいくらになったのございましょうか。当初予算当時百十九億ぐらいいに聞いておったんですが、それにベースアップによって幾らぐらいいの経費増になったか、その点おわかりでしたら教えてもらいたいです。

○政府委員(清田木繁君) 四十五年度予算編成後におきまして、ただいま御指摘のように、仲数裁定が出まして、いろいろ経費の支出増が予算以上に要したわけでございます。その予算以外に要し

ました経費は、まあ大きいのは仲数裁定でございますが、そのほかにも人事院勧告に関連して通勤手当を出すとか、住居手当を出すとかいったような問題もございまして、全体で郵便関係としては二百五十億近く予算外に必要となりました。本来ですと、この分だけさらに赤字が出るわけでございますが、幸いにいたしまして、郵便関係のほうでは年度当初予定したよりも増収がございまして、その増収とそれから予備費、それから仲裁のときにもある程度節約を考へまして、いろいろあつちこち経費のやり繰りをいたしまして、その節約等をもって充てましたので、結果的には四十五年度の決算は赤字が当初予定した百十九億よりもふえないで済みそうだとおっしゃる、いま決算こまかくいろいろやっておりますが、おおむねの見通しとしては大体その赤字をふやさないで済ませような様子でございます。

○鈴木強君 これはまあ予算委員会でもあればよかったんですけども、ちょっと私も他の分科会があつて出られなかったものから、ここでお尋ねしてどうかと思っておりますけれども、経費の節約の面ですね、これがどうも当初郵政省が計画しておったものが、ベースアップによって経費が必要になる、そうすると、大事なところを節約されて計画がぐずれていくというケースが、これは郵政だけでなく他の官庁にもあるんですね。私はそういう予算の立て方は間違いだと思っております。ですから、やっぱり補正予算をちゃんと立てて考えるべきだと思つておるんですけれども、まあこれは節約ということと局長がおっしゃったんです、郵政に関する限りは四十五年度予算で経費節約をして当面帳じりを合わせたわけでしょうけれども、特に計画面上支障があるというふうなものがないか、その点はどうか。

○政府委員(清田木繁君) その辺たいへん私どもとしては苦慮すると申します、むずかしい問題でございますが、まあ仲数裁定が出ますのは大抵年度当初でございますので、いつもその仲数裁定

定の出ぐあいを見ながら、節約の中でもやはり仲数裁定第一位ということで、大きな支障のない経費を年度当初に少し保留しておくとか、そういう対策を講じながら仲数裁定に応じておりますので、結果的には、四十五年度でこのために業務に大きな支障を来したということはないというふうと考えております。

○鈴木強君 それでは次に、十二月七日の郵政審議会からの御答申の中に、四十六年度から五十年の五カ年間で六千四百二十二億円の収入の不足を生ずるものと推算される、こういうふうな述べておりますが、これをやるのには五〇%以上の料金値上げをしなければいけない。それで四十六年、四十八年の三年間に限って収入減、収入不足が幾らあるかということをはじいてみると二千四百九十一億円になる、したがって、それに見合う料金値上げをする、こういうことになつてい

ると思つておられるけれども、一体この四十六年から四十八年の三年間の支出経費の見込み額というのは、約一兆百四十九億、三カ年間で、その中で収入不足額が二千四百九十一億あるというんです、この答申を出される当時二千四百九十一億円の収入不足等を見込んだその見込みの根拠ですね、これを伺つておきたいと思つてます。なぜならば、私は四十六年度は答申と見ますと、通常郵便物は七月一日から料金改正をやりなさい、それから小包郵便物が四月一日からやりなさい、こういうことになつておるわけですね、ところが、これは物価対策等の関係もあつたでしょうが、通常郵便物は来年の二月一日、小包は十七日おくれで四月十七日と、あと二種、三種が七月と、こういうことになるわけですね。だからして、通常郵便物の一種二種が二月に延びたことによつて収入減が出てくるわけですね。こういうものを一体どういふふうにして補つていくかということ、ここがちょっとよくわからないのです。ですから、答申を出すときに見込みもった四十六年、四十八年の三年間で二千四百九十一億円の収入不足が生ずるという積算の根拠、これを四十六、

四十七、四十八年の三年間の単年度に分けてどういうふうになるか、これを明確にしたい。

○政府委員(清目木繁君) まず郵政審議会において審議されておる段階におきましては、四十六年度予算がまだ概算要求段階でございましたので、私もその概算要求をもとにして、五年間の一応見通しをつくりました。それでその五年間の見通しを立てる算出の根拠でございますが、まず収入は物数に關連するわけでございますので、今後の郵便物数を料金値上げなかりせば、一体今後五カ年間でどう伸びていくかというのを算出してまいりまして、やや詳しくなりますが、あるものについてはGNPの伸び率に關連させてそれを算出し、あるものは過去からの伸び率を参考にすると計算いたしました。大体毎年五・一%ずつ郵便物数は伸びるだろう、そういう推定に基づいて、その郵便物数の伸び率に応じて収入が今後五年間に入ってくるというものを計算いたしました。それから支出につきましては、いろいろ問題がありましたが、結局新経済社会発展計画に予定されております一人当たりの雇用者所得増加率二・一%、これを今後の五年間の人件費の伸び率としたしまして、そのほか物件費はある程度郵便物数が伸びるに依りて伸びるものを伸ばす、あるものは卸売り物価指数によって伸ばすということをいたしました。結果的に先ほど先生から御指摘がありましたように、五年間を見通して見ると、六千四百二十二億の赤字が出てくると、これはあくまでも料金値上げしない場合にこうなる。そうしますと、その間の収入が一兆三千億ばかりございまして、まさに六千億の赤字をカバーするためには、収入の五〇%の増をはからなければならぬというところがまず議論になった。その次に、五年間で五〇%の増収をはかるということは、現段階においては非常に問題だということで、三年間、それをまず限って収支を見ようという議論がなされました。結果的に三年間の赤字が、二千四百九十一億、これを結局増収すれば三年間とんとんになる、こういう考え方で三五%の増収率とい

うことになったわけでございます。したがって、二千四百九十一億の三年間の赤字というものは、料金値上げをしないことを前提にしたわけでございます。その場合、年度別ということでございますが、四十六年度は五百四十三億、四十七年度は八百四十四億、四十八年度は千三百三十四億、合計二千四百九十一億、こういうものを一応見通したわけでございます。そこでさらにお尋ねの四十六年度における料金を、一種、二種は二月とか、三種、四種、特殊等は七月一日とかいうこと、段階を経て料金値上げするわけでございますが、それが四十六年度の赤字にどう影響するかという問題でございますが、先ほど御説明いたしましたように、この四十六年度の赤字といふのは、概算要求の時点においての見通しでございます。その後だんだん時日がたつに従って大蔵省の査定もでき、政府原案が出てまいりました。そこで最終的に政府原案によって収支を見てみますと、この五百四十三億の赤字が少し減りました。そこで今一回一種、二種を二月一日から、あるいは三種、四種、特殊取扱を七月一日から、小包を四月の半ばからそれぞれ値上げをしました。増収額が四百八億出てまいりました。結局この四百八億の増収をもつて四十六年度予算を予定したわけでございまして、それでも結局四十四億六千万円の赤字が出るという形になりました。しかしこの赤字は、先ほど四十五年度の赤字のときに充当したと同じように、持ち越し現金、過去からの利益積み立て金の利子である持ち越し金を充当するということが四十六年度は押えたということでございまして、あと四十七年度以降になりますと、四月一日から値上げの効果が出ておりますので、四十七年以降は、改定期には案になる、こういうことになっているわけでございます。

○鈴木強君 最終的に予算が決定した場合、大蔵折衝の段階で、収支の見積もりについても多少、たとえば収入を郵政省が考えたよりもふやせられたとか、そういうようなことはあるのですか。当初の赤字五百四十三億円が少し減ったという、そういう場合には減ったというのは収入をある程度増して減ったのか、あるいは計画を少しダウンして帳じりを合わせたのか、その辺はどうでございませうか。

○政府委員(清目木繁君) 額としては少額でございますが、収入の見積もりを少し見直した分もございまして、八億程度の収入の見直しをしたというところがございますが、大部分は歳出の——いろいろ概算要求のときは、先生御承知のようにある程度私どもとしては少しよけいなものを盛り込んでおりますので、そういったものも査定のために五百四十三億の赤字がそれ以下になったということでございます。

○鈴木強君 そうしますと、この前お尋ねしたときに、小包郵便物の料金を十七日延ばしましたね。そのために約八億か六億でしたかの収入減になる。そうしますと収入増をした八億というのの帳消しになっちゃいますね。その分は、これはまだどういふふうにして補てんする見通しですか。

○政府委員(清目木繁君) 御指摘のように、この予算を組んでからあとで小包の日にちが少し延びました。そのために八億程度の予算予定よりも減収になります。一方、収入のほうも、ある程度はあれ以下になることはないというように私は考えております。

それから、先生御指摘の特殊切手の問題等いろいろ議論されて、ある程度特殊切手の発行をふやすというふうなことも考えているようなこともありまして、もし収入がどうしても伸びない場合は予備費を充てるとか、そういう形にならないかと思ひます。そう心配した額にならないで済むんじゃないかというふうな考えております。

○鈴木強君 支出の面で一兆四百九十九億円になるわけですね、四十六年から四十八年の三年間で。この点は答申に示されているのと変わりますか。

○政府委員(清目木繁君) 最初に郵政審議会において議論している段階におきましては、先ほど申し上げましたように、概算要求でございまして、ある程度定員なども少し本予算において査定されておりますから、その支出分の落ちるのと、それから、その赤字を見込んでおるときには利用減というものを見込んでおられます。ということでは、値上げをしないという前提でもって支出がこれだけかかる。ところが値上げをいたしますと、過去からの例によりましてある程度その物数が落ちます。物数が落ちますと、それに必要な定員といたしますか、そういったようなものの査定がまたもう一回起こってくるといったようなことで、この一兆四百九十九億円の見通しは少し落ちました。

○鈴木強君 幾らですか、正確に。

○政府委員(清目木繁君) 概算でございまして、一兆五十二億円に落ちました。

○鈴木強君 それからもう一つ。答申を拝見しますと、そこには第三種、第四種、通常郵便物の場合の料金改正案というのがございまして、一種、二種、三種、四種、それから小包郵便物、それから特殊取扱、こう三段階に分けて改正案が具体的に示されております。これは法律案が通ったという仮定に立てば三種、四種は今度省令に移ってきますね。その場合に、これは七月一日からなると思ひますが、この答申に示された改正案というものがわれわれは当然実施されていくと思ひます。せっかくこれは郵政審議会が答申をしたものですから、今後も郵政審議会の答申に従って皆さんは三種、四種はきめるとおっしゃっていただけます。よもやこの答申の内容を変えろということはないでしょうね。これは七月一日からのことですからいいから聞くのどうかと思ひますが、しかしこれは特に審議会からの答申を受けての初めての改正でございまして、少なくとも七月の改正についてはどうなるかということをおわれわれはここでつきり知っておきたい。そういう意味においてこの法律によっても、皆さんは今後やはり郵政審議会において答申をしてその答申に基づいて実施をするということですから、今回もせっかく出したこの答申の内容は変えないだろう、こういうのが私の考え方ですけれども、

諸問しなければなりません、法律のたてまえからすると、その辺はどうなりますか。

○政府委員(竹下一記君) そういうことになりました。ただし、郵便法改正の附則第三号によりますと、三種、四種の料金改正にあたりましては郵政大臣の郵政審議会に対する諮問は、この法律の施行前においても行なうことができる、こういう一条が附則としてつけ加えられております精神から見ましても、施行の七月一日以前におきまして郵政審議会にこの原案を修正いたしましたことにつきまして了解を求める、郵政審議会を開きまして御了解を得ると、こういう手続が必要であらうと思います。

○鈴木雄君 その際に、郵政審議会に対して郵政大臣はどういうふうに弁明をするのですか。その弁明のしかたをここでちょっとみてみてくださいますか。

それで、この修正によって幾ら当初計画から見ると収入減になりますか。

○國務大臣(井出一太郎君) 現在は、郵政審議会以上に最高機関である国会の御審議を得るわけでありまして、そういう意味で、いま、郵務局長の答えましたように事後に御了解を郵政審議会に求める、こういう行き方に相なるわけでございますが、そのときのせりふをここで申せとおっしゃいますけれども、まあ十分念を入れて御了解の得られるような御説明をするつもりでございます。

○鈴木雄君 これは郵政審議会の委員は一斉に憤激すると私は思うのです。せっかく皆さんから諮問事項が出て、その意を体して大所高所から問題をとらえて、ただすべきところはただし、しかし現状の郵政事業の経営状態にかんがみて料金値上げをすべきである、それについてはこういう方法が一番ベストであるということ、英知を集めてせっかく大臣に答申されたものがどうも手を加えられてしまったと、これは人間である限りは非常に憤激するのはあたりまえだと思ふのです。だから、国民に向かつてどういふわけであらうに修正しなければならなかったかということ

すね。ただ、郵政審議会でなくて、この国会の場においてどういふふうに郵政省は弁明するかというのを聞いておけば、なるほどという理由があればこれはわかるということになるだろうし、それはどうもけしからぬということになるかも知れません。だから、そういう意味で言ったわけであって、これは真剣に私は申し上げたつもりなんですけれども、ですから、そういうふうに答申そのものを、一般的なものではないで、これはかなり専門的に具体的に取上げているわけですから、それから、制度を変える場合の一般論で言う答申と違ひまして、相当これはウエイトを持ち専門的な立場で検討されているから、そういう意味でわれわれは評価しているわけですから、それをこういふふうに変えるということはどうも納得できないわけですよ。したがって、もう一回、七月一日に施行する前に、改正する前に郵政審議会のほうに諮問されるそうですから、まあ慎重に知恵をしぼってやられるそうですから、私もあえてそのときに大臣のおっしゃることをここで言っておきたいとは申しませんが、いざにしろ、これは大事な点だと私は思うのです。ですから、今後のこともありますから、まあ法施行後は絶対にそういうことはない、こういう大臣の御発言ですから、その点はひとつ厳守していただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

それから、それによって当初の収入から幾ら減になりますか、これだけ修正されまします。

○政府委員(清田木繁君) 実はこの答申案のときは、一種、二種も七月一日からという計算でございますので、その答申案のときの収入と、それから政府原案のときの収入との差額は、ただいま先生御指摘の三種、四種をいじった分と、それから一種、二種を答申案では七月一日を予定していたものが二月一日になったと、その両方の差額全体が、いま私の手元にはございますが、それをさらに分析して三種、四種をいじった分だけということになりますと、ちょっと正確な数字を持ち合わせておりません。全体ですと三百五十億ぐらいが大き

く減っておりますが、しかしこの大部分は一種、二種を七月から二月に延ばしたものが大部分で、私の推定ですと、三種、四種をいじった分だけで三年間で九十億ぐらいじゃないかというふうに記憶しております。

○鈴木雄君 それでは経理局長、これあとで資料として、この修正によって三種が幾ら、四種が幾ら収入減になるか、これをひとつ出して下さい。

○政府委員(清田木繁君) はい、わかりました。現金として処理することに法律で定められております。四十一一年に料金改正をいたしまして四十五年度までの間に持ち越し現金は全体として総額幾らになっておりますでしょうか。それからもしわかりましたら、四十一年度から単年度ごとはどういうふうになりまして現金が積み立てられまして、それがわかったら教えてもらいたい。

○政府委員(清田木繁君) まず持ち越し現金の現在高でございますが、四十五年度決算がまだ終わっておりませんが、四十四年度末で見ますと、百七十八億一千六百万円、四十四年度末でございまして、そのうち、御承知のように四十五年で先ほどの百十八億と、建設に充当するもの合わせて百三十三億をこの百七十八億の中から充当いたします。そしてさらに四十六年度予算で予定しております四十四億六千万円をさらに充当すると、こういう形になるかと思ひます。

そこで各年度別でございますが、四十一年の當時やはり四十年で持ち越し現金を充当いたしたために四十一年度も持ち越し現金が五十四億六千六百万円に落ちました。それが四十二年で八十七億一千六百万円、それから四十三年で大幅にこれが利益が生じまして、百五十九億一千百万円、そして先ほど言いました四十四年度末で百七十八億一千六百万円、こういう推移をたどっております。

○鈴木雄君 この持ち越し現金というのは郵政省だけでなく他の省にも制度上あるのですけれども、これはあれでしょう、純然たる一般企業で

いうところの利益金というふうなものになるわけですか、性格的には。

○政府委員(清田木繁君) 持ち越し現金という概念は収支差額の概念でございます。これは一般企業の利益金に似たものになります。これは利益金はこの持ち越し現金より普通多いわけでございます。ということは、利益積み立て金と申しますのは、損益収支差額上出たものが全部利益積み立て金になります。しかし、この持ち越し現金は、たとえ損益でもって黒字が出て、その年に建設勘定にその資金を回すことがありますが、それは郵政、電電みなやっておりますが、そうしますと、利益が生じたけれども、それが建物になつておりますので現金として保留しておりますので、その意味においては利益積み立て金の中の現金として持ち越した分、概念的に少し違ひかもしませんが、大体そういうふうなふうに私も考えております。

○鈴木雄君 まあ持ち越し現金というから、文字どおり現金だと思ふとこれは現金でないのです、これはいろいろ前にも委員会でもやりましたけれども、これはあれですか、持ち越し現金ということだから、文字どおり現金になつて、使うときにはいつでも使えるわけですね。現在たとえ四十四年度までで百七十八億円の持ち越し現金があったわけですね。四十五年度に百三十三億使ったから四十五年度末一億四千四百億円ぐらゐのものは目の予算で残っております。それはいわゆる文字どおり現金として持っているというものが幾らかあるのですか。全部が物に変わっているわけですか、それはどうなんでしょうか。

○政府委員(清田木繁君) 先ほど私の説明がちょっと不十分だったかも知れませんが、いわゆる利益積み立て金、利益のうち建設勘定に回した分はそれを引きまして、それをほんとうに現金として持ち越した分ということでございますので、百七十八億は現金としてすぐ使える。ただ非常に厳密に言いますと、この持ち越し現金はいわば流動資産という考え方で、現金でも預託金に

なっている分もございいます。それから未収金という問題、要するに当然入ってくるのだけれども、後納料金のように三月に郵便物を出されて四月に料金をいただくという場合は、これは当然私も流動資産として確保しておりますが、それは持ち越し現金に入りますが、ほんとうは四月にならぬと金がないという数字の差があります。大体百七十八億はすぐに使える現金である、こういうふうに考えております。

○鈴木強君　そうすると、郵政省の場合はかなりすっきりしているわけですね、要するに文字どおり現金である。ところが、これなかなかそうではないところがあるのですね。物に変わっちゃっているものもある。どうも私から見ると、これ現金みだいに使われているのでよく本体がつかめなかったのですが、そうしますと経理局長、この四十五年度に百三十三億使ったのだから残は四十四億ぐらいですね。こういう現金の預託については国庫預託になるということになるでしょう。たとえばこれはある銀行を指定して、有利、安全、確実ということを前提にしてこの持ち越し現金の効率的な運用をして幾らかでもかせぐ、こういうことは会計法上できるのですか、それとも全部預託金になるのですか。

○政府委員(清呂木繁君)　この持ち越し現金の算出は、貸借対照表、そういうもので算出できるわけでございますが、その金がいまどこにどうなっているかということになります、ある分は預託されております。あるものは送付途中現金というふうな形で郵便局でもって動いております。分、あるいはある程度郵便局で少し残っているというふうな分もあるかと思いますが、ただ私ども郵便の収支、歳入歳出差額だけの現金だけではないに、御承知のように郵便貯金とかその他一般を当該経理として郵便局でやっておりますので、全体の金額というものはわかっておりますが、それを色をつけて、これは郵便の歳入歳出差額の現金がどこに幾らあるというふうにはちょっと分計できない仕組みになっております。しかし、い

れにしろ貸借対照表その他でもってすぐ使える現金であるということだけは確かでございます。

○鈴木強君　そうすると、これだけここにありま

すから、この現金を銀行に預金して利息をかせぐとか、そういうことは実際問題としてできないのですね。

○政府委員(清呂木繁君)　郵政省全体で扱っている現金という形の中ではやっております。たとえば郵便局でもって貯金の受け払いがございまして、当然ある程度現金を保留しておきまないと、朝来られたときに払い出しをお断りするわけにもいきません。したがって、ある程度支払い準備金というものを各郵便局で持っておりますので、その支払い準備金を郵便局で現金で持っております。いうよりも、近くの銀行に預金しておきまして、そうして朝どれだけのものを郵便局のほうに持つてこいというふうなことをやっております。そういう意味においては、相当銀行預金になっておる分もございいます。しかしこの持ち越し現金ということに限ってまいりますと、これは歳入歳出差額の現金なものですから、郵便局の支払い準備金とちよと性格が違ふという感じがいたします。

○鈴木強君　具体的に言ったらこの四十四億の残額ですね、いま使おうとする四十四億、これで具体的どこかの銀行に預けてあるという額があるのですか、そういうのはないのですか。

○政府委員(清呂木繁君)　先ほど申しましたように、この持ち越し現金だけの金がどこにあるというところになりますとあれですが、全体として四十四年度の貸借対照表の中に相当現金がございまして、あるいはこれは預託金がございまして、預金もございまして、そのどれかを使うことはこれは自由でございます。逆にいえば、その四十四億使うためにこの現金から使うというところは、これは全体の資金繰りの中で四十四億を使う権利があるわけでございますので、普通預託金になるかと思ひますが、預託金からおろしてという形になるかと思ひます。

○鈴木強君　まあ正体がつかめぬということだ

な、実際にはね。これが持ち越し現金です。よ

いってはっきり区分けができないようなものなん

ですね、実際は。それで各郵便局にもある程度

の金はあると思うのですね。ところが普通の小

さい特定郵便局とか、そういう場合には親局のほうに毎日毎日現金を送送して送っているよう

です。この特定郵便局なんかの場合には、いま一

体幾らくらいのとめ置き現金というものをあ

したの支払いに備えて置けるようになってい

るのですか。

○政府委員(清呂木繁君)　郵便局の窓口の支

払いに備えて置けるようになってい

るのですか。

○鈴木強君　先ほど言った親局との間の資金

の授受というものはひんぱんにしないで、ある程度

事務の簡素化という意味もあり、それから郵便局

の盗難予防というふうなことも兼ねて銀行預金に

しておりますが、しかし全部が銀行預金して

おりませんので、小さい郵便局では、その現金を

自局でもって足りなくなれば親局に資金請求、それ

から少し大きくなれば過剰金として親局のほうに

送付する、こういうことになっております。

○鈴木強君　まあ持ち越し現金の場合は、なか

かな私らも何回聞いてもよく飲み込めないところ

がありますので、まあ便利なものがあると思

うのです。

そこで、それはそれとして、四十六年から四

十八年の三か年間に予定される持ち越し現金とい

うのはどのくらいと推算できますか。

○政府委員(清呂木繁君)　四十六年から四十八

年の見通しでございますが、四十六年度につき

ましては、先ほど御説明いたしましたように、四

十四億六千万円の赤字が出て、これは過去の持ち

越し現金でいうと、そこで大体過去からの持ち

越し現金は四十六年度でなくなりまして、今度

四十七年度

ありまして、四十七年度は私どものほうの一

億の推算では百七億ばかりの利益といたしま

すか、収支差額が出るというふう

に予定しておりますので、

この予定どおり予算が組ま

れるとすれば、百億の

そこで持ち越し現金がさ

らにふえる、こういうこ

とになります。しかし、

四十八年度では一億の

推算ではこれは二百億

ばかりの赤字が出るよ

うになっておりますので、

これは厳密に言うと、

百億の持ち越し現金を充

当してなお百億の赤字

が出るというこ

うことで予算が組めな

くなるわけございま

すが、われわれとしては、

一応の推算ではござい

ますが、この推算の中

にはまだ企業努力、そ

うい

ったものによつてこの

赤字をカバーし得る

分野もあるろうかと思

いますので、一応、こ

の四十七年度で生

じた持ち越し現金で

四十八年度がおさま

るよう

な形にして三年間収

支をもたせたいと、こ

うい

ふに考えておるわけ

でございます。

○鈴木強君　名古屋の公聴会でも賛成する

立場の方がおっしゃ

ってましたけれども、

今回郵便料金の値上げ

することについてはやむを得ない

と思うけれど、しかし、

サービス面において、

遅配とか、あるいは誤配

というものは、これは

はなはだしいと、名

古屋の町の南区とい

いましたか、住んで

いて、中区に出した

ものが二日かかった

というんで

すね。そんなこと

じゃ郵便料金を値

上げすると

い

っても心から賛成

できないと、だから

問題はど

うしてサービスを

よくしてくるんだ、

誤配をなくし、

スピード化してく

れるんだ、これを

はつきりしてくれ

ないか、それは強

く記憶に残って

おります。

その際こう言っ

ておりました、三

年しかもたない

というけれど、も

っと郵政省は努力

をして、三年た

てば上げるんだ

というこ

ではなくて、三

年たっても上げ

ないで済むよう

な努力を何と

かでき

ないものだらう

か、こういうも

つとも意見が

述べられてお

りました。ところが、

いま聞きます

と、四十八年度

は二百億の赤字が

予定されてお

る。そうなりま

すと、持ち

越し現金とい

うものが

多少あったとしても、もう四十九年度はどうしてもまた料金改正をしなければ郵便会計はたぬと、そういうことになると思ふんですね。私は四十九年度以降どういふふうな収支が動いていくかということを知りたいんですけれども、ここには少なくとも二百億というのを聞きましてちょっと驚いたんですけれども、まあ今年度第三条、先ほど申し上げたような料金決定原則というものがやや現実になってきているわけですから、その原則に見合うようなやはり料金制度というところがその趣旨だと思ふんです。ですから、それだけに今年度の改正はできるだけ収支ペイするという立場に立つて、一種二種三種四種の各種別ごとに収支の採算が合うような形に料金制度をしないといふことでしょうか。ですから、そういうふうな思い込んでおる国民の側から見ると、三年たつたらもう収支のバランスがくずれていくのかという疑問を持ってくるわけですね。それだけに今年度の改正の第一段階の場合は非常にむずかしいと思ふんですね。聞いてみると、まだ第三種、第四種はペイしないんでしょ、実際問題として、第一種、第三種、第四種をペイするために幾らの料金改正をすればよかったんでしょかね。さっきの逆に減らしておるわけですね。三種でも、四種でも、ますます料金決定原則から見るとその面はくずれてきてしまつておるわけですね。だから、ある公述人は言っていましたよ、郵便事業というのは公共性が非常に強い事業で、低料金政策をやつてもらつておる。ところが今年度収支ペイするかどうかになれば、公共性ということがくずれて採算性ということが強く出てくる。それじゃ本来の郵便事業というものの性格は変わったんだ、そういう意見をお述べになった人もおりました、この郵便料金決定原則についてはかなり国民は重大関心を持っておると思ふんです。それで、そういう趣旨にもし変わったとするならば、そういう趣旨で今年度の料金改正がやられたらどうが、そうすれば三年たつたらそれがすく赤字になるということは、これは納得ができないという筋

道になると思ふんです。ところが、実際にこれを審議してみると、ペイしないかっこうで三種、四種というものはおかれているわけですね。それで、二種だってそうでしょう、一種の場合はそれはわかりませんが、そういう立法精神というものと食い違つたものがここに出ておりますから、非常に今後郵政当局は苦境に立つと思ふんです。そういう意味からいっても、方針の手直しというものは私は納得できないものがある。そういう精神でいくならいくように国民に大いに関心を持つていただくように世論を喚起して、そうして第三条の決定原則でなければならぬというよりよいサービスと郵政事業に対する国民の信頼を得ることができないんだといふことで出したとすれば、その精神をもっと国民に理解していただいて、収支をまかなうだけの料金というものをつくるならつくり、もっと積極果敢に、従来の考え方にとらわれずに郵政幹部は国民に対する周知をやるべきだ、国会に対しても強く呼びかけるべきだ。ところが、実際にはそうでないように私も思ふんです。その辺は非常に今後問題として残ると私は思ふんです。ですから、一種、二種、三種、四種、おまかにいってこれは郵務局長どうですか、一種はペイできるわけですか、二種とか三種、四種はどのくらいになりますか。

○政府委員(竹下二記君) 今年度の料金改正で一種につきましては、これは黒であることは間違いないと思いますが、二種につきましてはこれは若干の、ほんのわずかでありますが赤ではないかと思ひます、十円にするんですけれども、それから三種料金につきましては従来百グラム三円といひますのは、所要総原価の中で二〇%をペイするにすぎませんでした。今度六円にするんですが、四十六年度の一通当たりの、歳入歳出の比較をいたしますと、総原価の三割程度をペイする、若干よくはなりますけれども、まだその程度にしか達しないように思ひます。したがって、ただいまおっしゃいましたように三種郵便につきましては従来長年の沿革的なこともございまして、また私

ものPRというか、三種郵便の性格あるいは料金のあり方についてのPRといった点につきまして、今後は機会あるごとにそういう面のPRを充実していきたい、漸進的に。これは一挙にやりますと相対世間に対する影響も大きゅうございしますので、また、そういうことも考慮いたしまして、実は郵政審議会の原案はもう少し高いところにあつたものを低くした経緯もございしますので、漸進的に漸次三種郵便の料金というものをあるべき線まで近づけていくといふことを今後努めたいと思ひます。

○鈴木強君 率直に局長はそういうふうなPRの足らなかつたことを認めて、むしろ一挙にできないからといふことですが、私はその点よくわかりました。しかし、法律の立法の精神から見ると、ちやうどなまのようになってはよくないでしょう、やるならやるようにしていただかないと。ですからこの点は今回、さっきの名古屋の公述人のように、そういう原則でやれば三年たつたらすぐ値上げといふことにはならないでしょう。したがって、もう少し先にやるようにしてはほしいといふこと、それにはもちろん郵政事業の合理化とか近代化とか、そういう点も労使の間でよく話し合いをしながら、一方的でなく、これは理解と納得の中で合理化を進めていく、近代化を進めていくといふような点をあわせてやっていただかなければいいと思ふんです。国鉄のように、もううみをためてしもうて、それで十万人も首を切らなければならぬような合理化をへんにやろうとするからこれは問題なんです。だから、もっと十年、十五年前から長期計画を立てて、そして信号を自動化にするならするといふことをいろいろなやるべき姿のものがあつたとすれば、それを逐年少しずつやっていく、極端に言つたら、自然減耗に少し毛がはえた程度で長期計画でやらなければ、ああいう急場になって十万人も二十万人も首を切つてもやりますという、そんな合理化をやつてごらんない、これは世の中ひっくり返りますよ。それは経営者の無能力で、それではいけないと思ふ。で

すから、この前の貯金の一千億とか利益金があるといふことから、それなら、そういうものをためることも必要があるかもしれぬが、そういうものがあるなら、貯金事業の近代化についても早いうちから計画を立てて、もう少しテンポを早めるなら早めるように、これはもちろん労使間の話し合いが必要ですから、そういうことをやつたらどうですかと私はこの前申し上げたのですがね、十三日に。まあそれはそれとして今後の大きな問題として残っていくでしょう。

それから、きょうは厚生省の加藤社会局長にも忙しいところをわざわざ来ていただいたのですけれども、実は身体障害者の定期刊行物の取り扱いについて、もう一回ここで私は締めくくりをしておかなければならない責任がありますから、そういう意味で郵政大臣と厚生省のほうから最終的な考え方を伺いたいと思ひます。

予算委員会の三月二十日の日にこの質問がありまして、大臣からも御答弁がございします。その中を拝見しますと、大臣はこの問題について、「いまだ最終的には煮詰まつておりませんけれども、私の頭の中にある考え方は、第三種といふものの扱い方をもう少しくふうすることによりまして、現に身体障害者の団体の方々の中で、この三種を受けて施行しておる団体もございします。そうするとこれは、かりに今回の料金改定によりまして、十二円といふことではいけないわけでございます。その中へひとつ今回の御要望が織り込んで処理をしていったらどうか。これには若干の要件がございします。その団体が法人格を持つておるとか、あるいは部数などの関係もあると思ふんです。こういう点はせつかく厚生大臣ともいふ相談をしておるのでございまして、その辺の基準等にくふうをいたしますならば、その線で御要請のようになつて実現ができればいいかという考え方をただいま持つておることを申し上げたのでございします。」と。同時に厚生大臣は、「郵政大臣からお答えがございましたように、私どもと郵政省と真剣に協議をいたしております。こういう方法

でという私のほうにもアイデアがございまして、おおむね郵政省のほうにも乗っておいていただいておりますが、そのやり方をここでまだ未熟でございますから、申し上げないほうがよろしいと思ひますが、簡単に申し上げますと、一種の擬制適用という方法だつてあり得るのじゃないか、こういうふうには私は考えて折衝いたしております。、こういう答弁がございます。さらに、昭和四十一年法制度が改正するまでは第五種として身体障害者の刊行物については、特別の扱いをしておつたのではないかと、したがって、現在の第四種の盲人用の点字ですね、こういうものと同じように無料にしていただけないだろうか、本来郵政省が社会福祉的な問題を国家政策としてやっていることは筋からいふとおかしいと思ひます。しかし、国鉄にしても、NHKにしても、それぞれの立場からできる限り社会福祉の一端をになつてやっておられるのですから、これをにわかになつてすることはできないでしようから、いづれにしても、根本的にもう一回検討する必要があると思ひます。そこで過渡的には、せつかく盲人には無料をやつておられるのですから、身体障害者の方々にそういう方法がでないだろうか、こういう考へ方が基本に流れているのです。その場合に、それではその分は厚生省が直接的に身体障害者の団体に料金相当額を補助金として出すような方法をとるのか、あるいは郵政省がその金を受け入れて、その分だけを補てんを厚生省がするとか、そういう方法も考えられないことはない。しかし、これはなかなか私は現行の制度上問題があるかもしれないと思ひますが、こうなると、国鉄の政策料金に対する問題とか、あるいは第四種、さらに第三種の政策的な料金に対してまたそういうことが出てくるでしようから、波及をしますから、なかなかむづかしいと思ひます。そこで、何とか、この際妥協的な一つの方法を考へられないだろうかというのを思ひます。私は予算委員会では修正案を出します、こう大臣に申し上げたのです。そこで修正案を出すことに考へ

方は変わつてないですけれども、しかし、せつかくこの予算委員会でも両省大臣からそれに対する慎重な御答弁もありますので、きょうもう一回ここで伺つてみて、その上で妥協策ができるならば私はあえて修正案は出さなくていいです。そういう意味において、両省から最終的な承諾があった考へ方があるならばそれを伺いたいと思つたのです。厚生大臣は何か衆議院の社務かなんかで出られないので、社会局長に伺ひます。どうかひととつ大臣はそういう意味に立つて、さっきの委員長の御発言ですと、きょう討論、採決をするということですから、最終段階にきておりますから、その点も踏まえて大臣から御所見を承りたいと思ひます。社会局長からも厚生省側の御所見を承つて、その上で私の考へ方を申し上げます。

○政府委員(竹下一記君) 身体障害者の団体が発行したての定期刊行物の扱いにつきまして、何かいい方法はなからうかということについて、検討を重ねたわけですが、ただいまおっしゃいました妥協の線といふことが、そういう形で第三種郵便物の制度に乗つてもらうと、こういうことが一番よろしかろう、こういう結論に達したわけでございます。妥協と申しましたけれども、この規則を曲げてことさらに甘い取り扱いをして差し上げるといふことではございませんで、この身障者の団体側におきましても、ある程度、三種郵便物制度のルールに乗つていただくような努力をしていただきまして、と申しますことは、非常に零細な団体がございまして、その発行にかかる定期刊行物は三種郵便物の条件に合致しないというのが実態でございますが、少しその点をくふうしていただきますと、三種郵便物の認可要件に合うような道が開かれてくる、そういうことがございまして、その方向で私も厚生省と綿密に連絡をいたしまして、身障者の団体の方々ともお会いし助言をして、かつ指導しているのが今日の姿でございます。承りますと、身障者の団体はいまのところ定期刊行物を出してお

ます団体は百二十一団体あるようでございまして、その中にはすでに三種郵便物の認可を受けているのが十四団体あるわけでございまして。問題は、その残りの団体でございまして、先ほど申しましたように、少し団体組成、それから定期刊行物の発行のやり方等につきましてくふうをしていただきますと、三種郵便物の認可ができるというわけでございます。

○政府委員(加藤武二君) 身体障害者の定期刊行物の郵便料金についてはいろいろ御配慮いただいておりますことにつきまして、厚生省といたしましては、厚くお礼を申し上げます。ただいま郵政省のほうからお話がありましたように、予算委員会での問題が取り上げられました後、両省で寄り寄り協議をいたしまして、何とか第三種郵便物の取り扱いの線に乗せられないかという線で協議をいたしております。大体そういう線とて処理できるような見通しができております。

具体的に申し上げますと、約百二十種類ばかりの身体障害者の定期刊行物が出ておりますが、これを県ごとにまとめて連合会をつくつてもらう、そういうことで、その連合会が県ごとにまとめて、そしてそれぞれ違つてゐる雑誌について一応県ごとに題号を一定していただく、発行人等も県ごとにまとめてやつていただく、それから通し番号といふことも、そういう雑誌につきまして連合会の番号を連合会でつけてもらう、そういうようなことをすることによりまして、どうやら第三種郵便物としての取り扱いが可能であらう、こういうような郵政省の御意見もございまして、そういう方向で身体障害者の団体を指導いたしまして、第三種郵便物の取り扱いの線に乗せていただくという方向に持っていきたいと思ひております。

○鈴木強君 加藤さん、たいへん御苦勞されてお

と、向こうの反応はどんなものか、もしおわかりでしたら教えていただきたいんですが。

○政府委員(加藤武二君) 私、直接は会つておりませんが、担当の者が団体の代表の方々とお会いいたしました。、こういうお話を聞いて、大体そういう線ならけっこうだという御意向のようでございます。

○鈴木強君 それでは、郵政大臣、こういう点をもう一度あなたが政府レベルで御検討いただくと、いうことがもししていただけるならば、私はいまの線を了承したいと思ひます。いづれにしても、根本的な身体障害者の扱い郵便物については盲人用点字の問題等と同じようにやつていくということについてはその必要性は認めるわけですよ。ただ識別についてはなかなかむづかしいという点、さらにまたその波及の点をやはり考慮しなければならぬと思ひます。そういう点で慎重であつて、名古屋でもこれを無料にすることに對して少なくとも反対する政党なんかあつたらナセン。、そんなことはやはりやないでしようといふ、出席をしていた人たちは全員賛成ですよ。無料化については当然だ、ですから私も自信を深めてゐるんですけれども、ただ確かに判定については厚生省と十分連絡をして、何か一定の証拠物をもつて、その団体から窓口に出た場合といふことでないとなかなかむづかしいと思ひますけれども、そういうことをやればやれないことはないと思ひます。だからして、根本的なこういう一政策料金についても一度検討し直して、盲人用点字なるものについてもあれを存続するならば、その無料のための損失といふのは当然郵政省がかぶるということも理解しなければいけませんね。その上にもっと広げていくほうがいいのか、広げた場合に、盲人用を含めてその損失に対してある程度厚生省と話し合つてその補償を何がい

するとか、あるいはその団体に対して厚生省のほうから若干の補助金を出して、無料にしなくても、実際には無料にするような方法をとつてやるとか、いづれにしても足らない方、目の見えな

るんすけれども、最近身体障害者の団体の方とお会いしたたいたでしようか。それでこういう厚生省側の意見というのは向こうに伝えていただ

と、向こうの反応はどんなものか、もしおわかり

と、向こうの反応はどんなものか、もしおわかり

方、歩けない方、そういった方々がせめて文書によって、雑誌によって、文字によって友情を深め、連絡を深めて、そして仲間意識を強めていこうという、これはほんとうにこういう人たちの立場に立てば、何とか国がやってもやらなければならぬ私は最も大切な切実な問題だと思ふんです。

そういう意味からいっても、国としても身障者全体の問題、あるいは盲人全体の問題として、所管は厚生省として、いろいろやっていただいているわけなんだが、それに各省ができる範囲の協力していくというのが現実の姿ですから、これをもう一歩検討し直していただいて、そしていまから無料にできるならばしてもらって、した場合に、その収入減に対してはどうするかということについて一度検討していただくことができないでしょうか、もし、そういうことが真剣に考えていただければ、私は今回はとにかく両省が御苦労いただいてせっかくまとめた一つの妥協案ですからこれを了承しまして、さらに今後、そういう問題について御検討いただくというところでいきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(井出 太郎君) ただいまお聞きのように、両局長の答弁、両省がたいへんアプローチしてきておる現状であります。そこで鈴木さんの御指摘は、一つは当面出ているこの具体的問題をどう処理するか、同時にこれを契機にもっと一般的な問題として人道上からそういう点に配慮すべきであるという両様にまたがるだろうと思ひます。これは私も御趣旨よくわかります。そこで、厚生大臣ともその後寄り寄り話してまいりましたが、最終的にさらに話を煮詰めまして、いまうたっております線を、これは若干技術的な困難性はあるかもしれませんが、それを克服して御期待に沿うようにひとつすみやかに実現をしたいと思ひます。そこで、あわせてこの路線の上にもっと恒久的な取り扱方をどうするか、それはまあ場合によれば予算の問題等とも触れるかもしれませんが、そういう問題等も含めて十分に検討いたす所存であります。

○鈴木強君 では、ただいまの郵政大臣の誠意ある御答弁がありましたからこれはいまの両局長からお話になった線でやっていただくように、私も賛成します。

それから時間があと十分ぐらいしかありませんので、最後に郵便送達の問題で若干伺いたいのですが、何といつても、答申にもありますように標準送達速度の制定というものはどうしてもやらなければならぬ問題で、これも郵政省がかなり積極的にそれだけの立場からやっていただいているようです。私も少し勉強させてもらいましたが、ですから、ちょっと私も思い過ぎのような点もあったかとも思いますが、しかし料金改正にあつて少くとも標準送達速度というものをこういふふうに確立していただくという青写真ぐらいはここで示していただいて、そして、それを何年計画か年度の手算はこういう面においてこういう四十六年度で期待に沿ふという面においてこういうふうな方法で期待に沿ふというふうなそういう展望があればこれを発表してほしいと思つたのです。前回の答弁ではなかなかそこまでいっておられないように聞きました。非常に残念に思つておるわけですが、まあそれぞれの担当の方も熱意に満ちてそういう努力をやっておられるようですね。特に送達なんかの面も、そういう面から言うと、確実に到達するという点については、現状の都市会地における交通よくその中であの規定どおりに必ずしもそこに到達できるとは限りません。特に、たとえば品川の郵便局の管内に投函した郵便物は品川の郵便局に一回集められましてそれが送達で中央郵便局に参り、中央郵便局からまた世田谷のもの、世田谷の局に来て、それからまた配達になるわけですね。ですから放射的なルートといふのはかなり完備している。ところが環状的なものはない。たとえば品川から出したものがすぐ車で品川にすれば至近距離で早く到達するでしょう。それが今日ではできないわけですね。だからどうしても郵便速度を一定にするということになると、この送達というものを現状からもうと思ひ

切つて改革をしていただいて、特に都市部におきましては、そういう変革の中に送達路線というものをきちんと確立し、それから要員措置をちゃんとしておけば、何日に国会から出したものが何日の何時には必ずそこにつくというふうな速度の確定というものができるわけですね。ですから、まだその前提ができていない分もあると思ひます。いま日本通送株式会社ですか、日通というのがほとんどやっておられるようですね。けれども、この日通の経営をちょっと私も決算書で拝見しましたけれども、なかなかこれは赤字を出しておるんですね。せっかくつくった日本郵便送達株式会社という赤字になって、経営がうまくいかないという点でも、これは困るわけですね。ですから、それならばそれで、なぜ赤字が出てくるのか、こういう点をもっと追及をして、資本を増資するならば、また、郵政省ができるならば援助をするとか、そういう方法においてこの通送会社

が十分に機能が發揮できるように制度を含めて、検討すべき点が私はあると思ふんです。現に、四十四年度決算なんかを見ますと、経常損益の中では一億一千九百九十六万五千七百五十円の損失額、赤字になってますね。これをどうにか特別損益で、固定資産を売り飛ばしたりなんかをして、収支を保っているというふうな経営ですね、四十四年度を見ても、これではちょっと困るんですね。だから、まず私が伺いたいのは、現在の送達というものはほとんど民間に委託されているようですね。あとは飛行機とか、自動車とか、鉄道ですね。そういうことで、大体民間ということですが、他に依存をしている。こういうものをもう少し技術的に改革をして、そして送達の基盤というものをしっかり確立する。そういうことが一つの郵便の正確に到達するということに通ずるわけですから、そういう基本的な構想の中で、どこをどうすればいいか。そういう思い切つた変革をする必要のあるところはどこでございましょうか。その標準送達速度というものを考える前提として一つの問題点だと私思ひますから、そういうものが

まだ確立していないときに、さあやれやれと言つてみたつて、これも無理な話です。ですから、そういうものも長期計画の中でどういうふうな確立して実施していくか。それとあわせて、標準送達速度というものをどういうふうな時期にどうやっていくか。これはやっぱり出すことが必要だと思ふんです。こまかいことは時間があれですから聞かせんけれども、これは基本的な構想だけひとつ局長から伺つておきたい。

○政府委員(竹下 一記君) 郵便送達の確実化、安定化の上で郵便輸送の問題はきわめて大きい問題だと思ひます。その中で特にいろいろな運送機関がございまして、その中でも郵便の運送だけをやっております専用自動車、経営のいかんということとは非常に大きな問題になってくるかと思ひます。大まかに申しまして、地方、いなかのほうにおきましては、この専用自動車の経営状態はわりかたよろしいのでございまして、やはり郵便ブローが当面しておりますが、都市化の問題がこの専用自動車の場合にも、全く同じような関係にございまして、東京、大阪等の大都市における専用自動車の経営というものが非常に苦しくなつてきております。先ほどお話ございましたように、四十四年度で一億何千万の赤字でございまして、これは四十五年の十月期に約三〇%の料金値上げをいたしましたので、その赤字は解消いたしましたけれども、今後の予想といたしましては、非常に苦しい条件を今後においてもかかえていかなければならぬと思ひます。その中で一番問題なのは、やはり人件費の問題、特に運転手、助手の採用難。せっかく採用いたしました者が定着いたしませんで離れていくという傾向が自動車業界には非常に顕著な現象になっておるようございまして、そういう波をやはり大都市における専用自動車の業界は受けておるわけにございまして、そういう点がございまして、問題点につきましては、特に要員の確保問題、かつ確保しました要員の能率のアップ、生産性のアップということにつきましては、重点的ないろいろなお手当てをしていくということ

が大事でございますので、その方向で懸命に努力をしておるわけでございますが、同時にやはり経営の近代化、合理化という点につきましては、若干の問題点がございまして、矯正すべき部分もあるようでございまして、経営の近代化、合理化という点につきましては、今後経営努力を傾けていくという点を経営自体がやっておられるようございまして、省といたしましてはその方向で御助言も、協力もしたい、かように考えております。

○永岡光治君 関連。ただいまの質問も、日本郵便通送株式会社その他、やっぱり問題は専用業者の問題についてだろーと思つてますね。だんだん経営が苦しくなつておる、今後ますます苦しくなつてくるだろーというように郵務局長はおっしゃられておられますが、よそごとじゃなくて、支払い者、特に御得意は郵政省なんですから、民間は御得意でないのですから、それ以外に運べない。ですから、経営が苦しくなつておるのには受け入れ料が少ないということなんですね。経営の合理化、能率化が民間に比べて低いというのならばこれまた別であります。そうでなくて、やつていてなおかつ経営が苦しいということは、言うならば、支払う通送料が安いということに帰結しなければならぬというふうには私は思ふわけですが、専用業者ですら、ほかにも物を運んでおる収入を補うというところはできない。事務的にわたつていかかと思ひますけれども、算出の根拠にも多少私には問題があるのじゃないかと思ふのです。手あきのときに他の物を運んでおれば収入の補ひになるが、専用業者ですらそれができない。これは非常に大きな問題で、経営の抜本的改正ということに郵政省自体で考えなければならぬ。もしかりにこれが投げ出せば、本来なら郵政省自体でこれを経営しなければならぬ仕事です。ですから、私は料金の算定について抜本的な再検討の時期にきておるというふうには思ふわけですが、たとえば郵便物のふえる割合には通送料はふえていない

のです。これは問題だと思ふのです。郵便物を運んでいる量は非常にふえたけれども、受け入れ料はその割合にふえていないというところにその算出の問題がある。たとえば三つ運ぶんでも一台運ばなければならぬし、満載でも一台運ばなければならぬ、その料金はほとんど変わらない、こういう仕組みになつておる。私は、この通送会社の経営を再検討するにあつては、その問題を根本的に考えないと通送料の確保ということが問題にならうと思ひますが、これはぜひ再検討することをお勧めいたします。

○政府委員(竹下二記君) 専用自動車業務内容につきましましては、ただいま詳細に承りましたが、そのとおりでございます。昨年の十月に、先ほど申しましたように、三〇〇程度の通送料のアップをいたしました。その際、通送料算出のやり方、従来やっておりましたやり方を若干修正をいたして合理化をしたという点もございまして、専用自動車の業態は特殊なものでございまして、ほかのものを運んではいけない、時間待ちが非常に長い、こういったようなこともございまして、料金の算出の合理性につきましましては、今後ともなおよく勉強をしたいと思います。ただ、いまだに通送料を安くするということを考へておるわけではございません。安からう、悪からうのサービスをしてもらつては私どもは逆に困るわけでございますので、健全なる運営、確実なる仕事ができるような通送料をお払いするということは基本的な考え方としてあるわけでございます。

○鈴木強君 局長、私がお尋ねしたのは、通送路、輸送経路ですね、これをもう少し抜本的に変えて、もっと郵便の速達スピード化をはかる必要があるでしよう。このためには、たとえば都会地、大都会のような場合、東京とか大阪とか名古屋とか、そういうような場合、その市内にたくさんある普通局がある場合、そういう場合に、たとえば私さつき東京をとりまして、ああいうのは環状的な輸送経路というものを考えるようなこともスピード化の大きな原因だと思ふのです。や

らなければならぬと思ふのです。ですから、たとえばそういうところを一つでもいいからおやりになつたらどうですかというのです。それにどのくらい金がかかるかわかりませんが、そのために必要であれば、これはまた自動車を出してもいいから郵便がもう間違いなく定期に着くようにしてほしいというのが国民の、われわれの考え方ですから、そのために金を使うならわれわれ喜んで負担しよう、こういうことになるわけですよ。だからして、せめてそういうことをやることに標準送達速度を確立するという、その考え方に通ずるでしようから、これは一つの、たいへん改革です。それから、これは一つ、たいへん重要な点をやれば、勇気を持って一つ一つ片づけなければだめだと思ふのです。だから、そこをこの点に示された標準送達速度を確立するということがばやけてしまつて、一体どうなのか、さっぱりわからないです。だから一つでも二つでもいいから、改善すべきものは改善をする、改革すべきものは改革するという姿勢を私はこの際打ち出すべきだと思ふ、この料金審議にあつては、先にも、ところが、われわれが聞いても、どうもさっぱりわからぬということだから、料金を上げても郵便のスピード化ということが依然としてそのまゝになつていくんだ、これじゃたまらぬという、そういう素朴な考え方が出てくるわけですが、かなりあなたのところでは勉強をしておるわけだ、そういう点は、そういう点は、そういうものを、国民の前に明らかにしたらどうですか。

○政府委員(竹下二記君) ただいま御指摘ございましたのは、都内の循環送達線の問題だと思ひます。これにつきましては、私もいま検討を進めておるわけでございます。だいたいその検討も煮詰まつてきておるのでございます。ぜひこれは近い将来において実施しなければいけないものだと思います。御指摘ありましたように、都内の郵便物は全部東京中野に吸収されて、そこからまた放射線的に出いていくというやり方は、この物数が非常に増加しました今日、また交通難の今日、非常に維持がむずかしくなつてきております。どうしても横結びの運送線を開くということはやるべきでございます。ただ一つ問題がございまして、循環線の拠点局になります。これを都内で七局ばかり考へておるのですが、その局舎問題でございまして、運送便を差支えるということになります。それだけの差支スペースが必要でございまして、実はそれを予定して局舎が建てないといふこと、ございまして、若干の模様がえであるとか、あるいは局を新たにつくるとか、こういった問題が今後付随的に出てくる。その問題を除けば、御指摘ございました循環線はすぐにでもこれはかかるべきでございまして、経費的には四十六年の予算の中にこれは見込んでおるわけでございます。それから、最近ではこの郵便物を飛行機で運ぶということが非常にふえてまいりました。したがって、都内の郵便をどうして羽田まで持つていくか、また羽田につきましたものをどうして都内の各局に運ぶかという問題がございまして、これはまたほとんどのものが中野を経由しておるわけでございます。したがって、この問題につきましても、中野一点中心主義といふことを離れまして、都内に幾つかの副中心局をつくりまして、それと羽田とを結び、といったような運送便を設定するということは郵便の送達上たいへん効果があるかと思ひます。そういう方向で、いろいろと検討を進めておるわけでございます。

○鈴木強君 時間がございせんから、私はもうこれで終わりますけれども、確かにそういうネットワークを解消することも一つの問題でしようし、こういう点は、どうなんだろう、郵政大臣。どうせ局舎を改築、あるいは新築、増築しなければならぬと思ひますが、どっちにしても、ですから、もう郵便も専用のヘリコプターぐらい持つて空中から各局に配って歩くような、そのくらいの時代にな

るのじゃないですか。そうすれば、地上がどんなに込んでおいてもだいじょうぶですよ。ちゃんと間違いない方法に送達ができますよ。だから速達なんかはそういうような方法にして大都市なんかはやらなくちゃこれはとても交通がふくそうしちやうどどうにもならないことになる。ある程度近距離だつてヘリコプターで飛ばすことが……何台かは買ってみたいらうですか。これはメリットの関係で、ここで私がそれがいいからやりなさいということまでは私は研究してないので思いつきのような考え方ですけれども、そういうようなスピード化の問題についてはヘリコプターの使用なんかもあわせて検討してみても、経済効果の点も比較してみても、どっちがいいのかというところは、これはやってみなければわかりませんが、そういうような点をひとつ取り上げてみて、もう少し郵便が間違いない届くという速達制度をひとつぜひつくってもらいたいと思う。これは大臣から思いつきですけれども伺いたい。

それからもう一つは、郵務局長、南西諸島とか、あるいは齒舞、色丹、国後、択捉——北方諸島ですね、これらに対する郵便は外国と見なして外国郵便規則で特に条をおこして郵便の料金、その他がきまつておられますけれども、今度の法律改正、あるいは省令改正によってこれは当然外国郵便規則というものは自動的に変わっていくということになるのです。これは法律的にそういうことが出てないでしよう。ですから、当然現行の国内郵便料金というのは、この地域に対して準用されていくわけですから、そういう手続が——郵便規則の改正が当然行なわれる、こう理解してよろしいですね、またそうすべきである。

○政府委員(竹下一記君) 日本と南西諸島、つまり沖縄では、正確に申し上げますと、外国郵便の取り扱いということでございまして、従来から日本の地域の特長性にかんがみまして、従来から日本から出ます場合は内国の郵便料金でもって沖縄に送達ができる。逆に、沖縄から内地に来ます場合

には向こうの料金でもってこちらへ送達ができる、こういう取りきめになっていたというわけでございます。ただし、これは一種、二種だけでございまして、小包につきましては、これはいろいろな事情がございまして、外国郵便の取り扱いをいたしております。したがって、今度の郵便法改正によりまして、料金関係が変わってくるわけでございますけれども、新しい内国料金で南西諸島に行くというところは、従来と全く同様の取り扱いになるわけでございます、別に変更はございません。

○鈴木強君 いや、そういうことを聞いていますのじゃないのです。外国郵便規則というのがあるでしょう。外国郵便規則の第十三条に通常郵便物の料金というのが定められていて、外国とみなす地域は南西諸島と北方諸島——北方は齒舞、色丹、国後、択捉。この規則を変えるでしようと言うのです、自動的に。第十三条の料金は変わるでしよう。これは変えなければいかぬでしよう。

○政府委員(竹下一記君) 御指摘のとおり、外国郵便規則第十三条の一の書状となりまして部分、「郵便法第二十一条第二項に掲げる郵便物に相当するもの」、(イ)として、「重量二十五グラムまでのもの十五円」とございまして、(ロ)といたしまして「重量二十五グラムをこえ五十グラムまでのもの二十円」とございまして、(ハ)といたしまして「重量二十五グラムをこえ五十グラムというふうに修正をしなければなりません。○鈴木強君 書状だけではなく、はがきも印刷物もあるでしよう。商品見本もそうじゃないですか。

○政府委員(竹下一記君) 書状のほか、同様にはがき、印刷物につきまして、ここにざらりと並べてございまして、このものの改正を要します。

○鈴木強君 ヘリコプターは……

○国務大臣(井出 太郎君) たいへん御示唆に富んだ意見として、十分に研究をいたします。○塩出啓典君 最初に、先回の委員会におきまして、郵便事業正常運営特別委員会に提出された資料及びその議録を資料として提出していただき

たい、そういう要望に對しまして、この特別委員会に提出された資料は私にいただいたわけでございますが、この正常運営特別委員会の議録についてはこの通信委員会には提出できない、そのような御連絡をいただきました、はなはだ納得しかねておりますが、その理由を御説明願います。

○政府委員(竹下一記君) 昨年九月に大臣の諮問を受けまして、郵政審議会の中に特別委員会が設けられて、この諮問についていろいろと審議検討を進めるということになったわけでございますが、諮問内容の中にやはり料金問題が入っているというところで、そうなりますと社会的関心を高めまして、いろいろと問題が出てくる。これはほとんど慎重にやらなければいけないというようなことをお考えになりました。郵政審議会は特別委員会の審議は非公開でいくということをおきめになったわけでございます。そうすることによって委員の方

方が自由闊達な御意見の開陳ができると、こういうことを御期待になった次第でございますが、同時に、その場でいろいろと出ました議事内容の議事録、速記録、こういったものを公にすることはやめにして、要旨につきましては、これは発表していいけれども、詳細な議事録につきましては先ほど申しましたようなことを考えまして、公にしないということをきめられたわけでありまして、そういう関係から、提出いたしました資料はその部分はなかったと、こういうことでござい

ます。○塩出啓典君 このことは、この前お聞きしたのです。だから私は、発言者の名前があれば都合が悪いならば消すとしてこへ提出してもらいた。それはもちろん、そういうような申し合わせが出ていなければ、郵便事業正常運営特別委員会の人たちにはからなければ、あなたの独断ではできないと思うのですけれどもね。そういう点、郵便事業正常運営特別委員会の人たちにもちゃんと相談していただいたわけですか。

○政府委員(竹下一記君) この議事録の氏名を伏せまして略記号みたいなことにしてお出しするということも考えたわけでございますが、やはりあの種のものを読んでおきますと、文面の脈絡がございまして、わかるわけでございます。そういう点が一点ございまして、そういうことも考えましたのが一つ、郵政審議会の先生方にこのことでお集まりをいただいて御協議いただくのが一番適切なやり方であったかと思ひますが、時間的な問題その他もございまして、一、二の先生には御相談申し上げました。ところがやはり非公開でいくということに当初きめたことだから、それでずつと通していただかないか、こういう御意見が強くあったものですから、議事録の詳細につきましては、そういうような若干の手直しをいたしましてはお出さないほうが適當であろう、こういうふう

に判断いたしました次第でございます。○塩出啓典君 一、二の方というのはだれと

○政府委員(竹下一記君) 委員長代理の波多先生と、もう一人は白根先生でございましたか……。○塩出啓典君 確かに二人です。一、二に間違いないと思ひますが、それはやはり波多さんにしても、白根さんにしても委員会があるわけですから、個人で、独断でそういう資料を提出することはできないと思ひます。当然だと思ひます。しかし、こういう国民が関心を持つ大事な問題であるならば私はもっとやはり、各委員も全部で十五人しかいないわけですから、もちろんその中には外国にいらつしやておる方もいるわけですから、少し積極的にやつてもらいたかった、そう思ひます。それはまあここで言つてもしょうがないから……

それでお聞きしたいのですが、そもそも郵政審議会というものを、最も国民の関心の深い料金問題を非公開にする、その理由の一つは、社会的関心を高め、いろいろな問題が出てくるからということですが、もう一つは非公開にしたほうが自由な意見を述べることができ、そういういま二つの理由を述べられたと思うのですが、社

会的関心を高めることが非常に私はむしろ当然じゃないかと思うのです。それを何か社会的関心を高めて国民の皆さんに知られぬうちにこっそり値上げしてしまおう、そういう趣旨で非公開にした、そういういまのあなたの答弁だと私はとるのですがね、そうなんですか。

○政府委員(竹下一記者) 私が申し上げましたのは若干不足の点がございまして、社会的関心を高めるところまではいいのでございすが、そのあとこれは実際あったのでございすが、いろんな方面から、特に三種、四種の利用者の団体等の関心を特に高めたものとみえまして、いろいろと委員会の先生方に対してのアプローチがあった、いろんな御要望があった、声がかかってきたというようにもございまして、まあそのことはやはり委員の先生方のフリーな立場での発言というものをチェックすることになると考えたわけでございまして、そのように申し上げなければならなかったかと思いますが、社会的関心だけでは説明といたしまして不十分であつたかと思ひます。

○塩出啓典君 郵政大臣にお尋ねしますが、やはり審議会というものが、そういう国民の広い世論を聞いて、やっぱりそういうことも国民全体の意思に沿った線でないといけないと思うのです。それはもちろんただ安いほうがいいというわけではない。やはり郵政省側の独立採算というところも考えていかなければいけない。そういういろいろな分野があると思うのです。であるならば、そのようないろいろなアプローチがあるというところは、一番それに対して関心を持ち一番やはり困る人がそういうアプローチをするわけですからね。当然そういう人の意見を聞いて、その上でやっていくのがほんとうの郵政審議会じゃないですか。それをそういう秘密主義にして、そうして、この前も聞きましたけれども、国民の代表は全然出ていないわけですからね。まあ財界の代表が四名、言論が三名、行政経験者が四名、学界が二名、関係行政機関が一名、そういうふうに全然

国民の知らないところで国民の意見と遮断をして郵政審議会が持たれる、そういう私は非常に姿勢自体に大きな問題があると思うのです。いままでは、まだ郵政審議会を通じてわれわれがここで審議できますよ。けれども、これがもうこの法案が通つてしまえば、第三種、第四種の料金については、全くわれわれも国民が関知する余地がないわけですよ。そういう点でこれはもう時間もたいたちましたし、昼の時間ですから、あまり長くはやりませんけれども、今後のこういう審議会というものはちゃんと公開にすべきだと、私思うのですけれども、これはどうでしょうか、この点。

○國務大臣(井出太郎君) 主として今後の問題について申し上げますならば、この法律の改正によつて、郵政審議会がたいへん料金決定に重要な役割を持つていただくわけにございまして。したがひまして、これについては機構なり、あるいは委員の人選なり、十分に注意をするというふうに申し上げてございまして。そういうことと関連をいたしまして、いま塩出さんおっしゃるような線で、ひとつこの問題を検討させていただきたい、かように思ひます。

○塩出啓典君 実は私もきのう、そういう報告をいただきましたから、白根さんに電話してどういうわけであつたのかとお聞きしましたところ、白根さんが言うのには、いろいろ各界の代表が来ておる——新聞社の代表もおれば、やはり郵政省の側もおるし、そういうわけで、公開にする、どうしても新聞社の代表はやはり新聞の本社のバックに気をとられて、そして新聞に關係するところは強く言うようになると、また一方では、やはり郵政省のほうに気がねをして、郵政省寄りの発言になつてしまつと、そういうわけで非公開にしたのだと、そういうようなお話でございまして。だから私は言ひたいのは、そういう非公開でなければ発言できないような発言なんかはする必要はないと思ひますよ。やはりあくまでも公開にし、どこに聞かれてもやはり正しい。ただ単なる

自分のうしろだてにおるバックのことばかり考えながら、そういう非常に不公正といひますか、そういうものでなくて、もっと、どこに聞かれても恥ずかしくない、そういう意見を述べた人をやはり郵政審議会のメンバーにしていかなければならぬと思ひます。そういう点で、郵政大臣はいま郵政審議会のメンバー等についても今後検討する、そういうお話でございまして、そういう点もひとつ含んで検討していただきたいと思ひます。それで、今度のこの郵政審議会のメンバーの改選はいつになりますか。これは任期はありますか。

○政府委員(竹下一記者) たしか、任期はあるのでございまして、全員の方が一斉に発令されておりませんで、ばらばらの発令になっておるのが実際のようございまして、定期的発令というところになつたように存じます。

○政府委員(野田誠二郎君) 郵政審議会の委員の任期でございまして、たぶん三年だつたと思ひます。たしか委員任命の時期がばらばらになつておりますので、任期の到来によりまして再任あるいは新しい委員を任命すると、このようにいたしております。

○塩出啓典君 郵政大臣にお聞きしておきたいと思うのでございまして、先ほど申しましたように、今回の郵便事業正常運営特別委員会の委員十五名の何の代表かという点につきましては、いまも話し合つたように、財界、行政経験者、この代表がそれぞれ四名ですが、言論界三名、関係行政機関一名、学界二名、ほかに大野さん、これも行政なれば、行政は五名になるわけですが、やはりこういう、国民と非常に離れた、国民の代表を加えない、そういう正常運営特別委員会において審議されるということがあつてはならないと思ひます。そういう点ではつきりと国民の代表を、それは消費者の代表として主婦連、婦人会の団体とか、いろいろそれはあると思ひますけれども、何らかの、そういう郵政省側じゃなくて、国民の側の代表を今後加えるということをはつきり

約束できるのかどうか、その点はどうですか。

○國務大臣(井出太郎君) 現在の委員の皆さんがそれぞれどういう階層から御出身になつておるかというのを押し進めていきますと、なるほどいまおっしゃるような財界とかあるいは行政とかいう分野になるかもしれませんが、私は少なくともそこに出でいらつしやるりつばな方々は国民的視野においてものを見ていらつしやる、こういうふうにお思ひますので、その人々が一職域、一地域の御意見を展開されるというふうには思ひません。しかし、まあおっしゃるようによつとこれを広範囲なものにすべきである、こういうことは同感でございまして、逐次そういう御意図をもくみまして、これがより広い分野にわたつての御意見が反映できるように、こういう配慮は加えてまいりたい、こう思つております。

○塩出啓典君 まあ大臣はいま、こういう人たちは国民を代表して発言をされるに違ひない。それであればいいんですよ。しかし、私も白根さんにいろいろお聞きし、また、いま郵務局長からお話があるように、非公開でなければ思ひ切つた発言もできないような、そういうことでほんとうにやはり国民の立場に立つた発言であるかどうか。やはり言うなれば、それぞれのバックの代表だから、結局公開してやるとやっぱり気がねをする、そんなっちゃうわけですからね、その人の本質はやっぱり国民の代表とはいえないと思ひます。それはもう国民の一人には違ひないんですけれども、やっぱりそのバックに国民の大きなそういう代表を私ははつきり加えなければ、われわれとしてはまことにこういう郵政審議会というものを全く信用はできないと思ひますけれどもね。まあそれはそういうことだけ私の意見を申し上げておきます。お答えいただいても、また繰り返したのではおなかもすきますし。それで、今回の郵便正常化の特別委員会において、一回も出席していない人が二人もいるし——まあこの委員会も非常に出席が悪い。与党なんか一人しか来ていないんですから、そういう中でわ

れわれも郵政審議会のことを責めるのはまことに参議院の通信委員の一人として申しわけない点もありまされども、そういうわけにもいかない。中には一回しか出ないような人もいます。そういう人の理由は何なのか。また、そういうような出れないような委員であるならば、やはり当然交代をしていくなり——任期は三年ですか、三年まではどうあらうとも変更しないのかどうか、その点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(竹下一記君) 全然出席されませんでした。方のお一人は、たまたま病気で倒れたという人が一人ございました。もう一人は、日本銀行の理事の方でありまして、仕事があるところからきわめて多忙であるというので、多少これは私ども見込みを間違えたわけでございますが、にわかには多忙になったというのでおいていただけなかったのでございます。一回出席の人もいらっしゃいます。この三名を除きましては、このほかの先生方はたいへんまあよく来ていただいたと思います。

○塩出啓典君 一回しか出ていない人は今度参議院の全国区に出る人で、私の同県人ですから、あまり個人攻撃したくありませんけれどもね、そういう人ならばちゃんと話をして、郵政審議会を交代してもらえば、本人も思い切って、何の心配もなしにできるわけであって、そういう人をいつまでも仕事に忙しかけて一回も出られないような人であるならば、ちゃんとやっぱり交代はできないわけなんです。三年間は、参議院は全然出てこないといつて首にするわけにいきませんけれども、そっちはできるわけだ。

○政府委員(竹下一記君) 官房長いせんので、あるいは少し正確を欠くかと思ひますけれども、これは従来からございましたように、任期中といえども、場合によりましては、お引き取りをいただくということもございまして、健康上の理由その他でそういうこともございまして、ただ今度の場合は、特別委員会の御出席はできなかったが、そのほかの委員会、いわゆる郵政審議会については

出席が可能であるということが十分考えられますので、特別委員会で御出席が悪かったから直ちに辞任ということにつきましては、これはいかがかと存じます。これは多分に個人的な意見になりますけれども……。

○塩出啓典君 じゃあ、みんなあれですか。郵政審議会のほうにはちゃんと出ていらっしゃるわけですか。ちゃんと審議委員としての働きをやっていらっしゃるわけですか、できるのですか、その人たちは。みんな出席状況はどうなんですか。まあこれはとにかく私の言いたいことは、やっぱりこういう審議会というものは、この法案をわれわれ反対しても通るわけだ。きょうは与党はいま一人しかいないけれども、いまやればこっちが勝つんだ、こういうことですからね、ほんとに。だからそう言った場合に、郵政審議会というものが非常に大事になってくるわけですよ。そういう点で、もう少し国民が納得するような郵政審議会というものにしていただかないと、ますます郵政省に対する不信感というものは強まると思うのです。そういう点で郵政審議会については、もう少し本気になって検討していただきたいと思うのです。井出郵政大臣は検討する、検討するといふけれども、まあほんとうにこの前も言ったように、ここで検討するというのは、消えてなくなるのが検討するということでありまされども、そういうことじゃなしに、国民の代表も加えて、そうして不適格な人は全部話をしてやめてもらって、そうしてほんとうにどこへ出しても恥ずかしくない、そういうやはり郵政審議会にしたい、そのことを要望するのですが、郵政大臣どうでしょう。

○国務大臣(井出太一郎君) 塩出さんのお気持ちには私よくわかるつもりであります。したがいまして、そういうことを含めて、郵政審議会が、真に国会の大きな使命にこたえていただかなければならぬ、この方向のもとに再検討をいたすつもりであります。

○委員長(横川正市君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(横川正市君) 速記を起こして。

○塩出啓典君 その点はおと郵政大臣の善処を望みまして、次に過疎対策と、今回の第三種、第四種の値上げについて、二、三聞きしたいと思うのでございますが、自治省の岸官房長もおいでをいただいたわけでございますが、今回の第三種、第四種等の値上げが、これは特に都市よりも過疎地帯により比重がかかる。一種、二種等は全国平均だと思ふのでございますが、そういうような観点から、今回の値上げが過疎対策を振興する上にとつては検討したのかどうか、その点どうでしょう。

○政府委員(岸昌君) 御指摘の第三種及び第四種郵便料金の値上げの結果といたしまして、定期刊行物その他の印刷物を郵便によりまして講読いたしております。特に配達制度の關係からいたしまして、あるいはその販売制度の關係からいたしまして、過疎地帯にそういう影響が多くあらわれてまいるといふようなことは私どもとして予想をいたしておるわけでございますが、御指摘のような計数的な点につきましては資料は、まだ私も持ち合わせしておりませんので、そういう意味の具体的な検討につきましてはまだ結論を得ていない次第でございます。

○塩出啓典君 全国の町村で書店が一軒もないようなところという町村が、これは昭和三十六年の調査によると——これは三十六年から以後だいたつていっているわけですが、かなりの数、書店のない町村がある。そういうのを私ちょっとここで新聞で読んだわけですが、そういう点、あなたのとこでデータがわからなくても、そういうような点もあわせて検討したのかどうか。このような資料はおたくのほうに連絡すればちゃんとあるのかどうか、その点どうですか。そこまで郵便料金値上げについて、過疎地の人たちに對してどれだけの影響があるかということをも具体的に自治省として検討しているのかどうか、その点どうですか。

○政府委員(岸昌君) その点の検討でございますが、先ほどお断わり申し上げましたように、ただいま御指摘がありましたように、これは例示かと存じますが、書店が一店もない町村の数というデータにつきましては、実は遺憾ながらまだ私どものほうで把握いたしておりませんので、そういう形における検討はいたしておらないわけでございます。

○塩出啓典君 きょうは実は自治大臣にお伺いをしたかったわけですが、自治大臣は他の委員会があるわけで、あなたは自治大臣の代理として御出席願っているわけでございますが、じゃ自治省は、この第三種、第四種の値上げについて郵政省と協議とか、あるいは申し入れ何かあったのですか、相談か何か。

○政府委員(岸昌君) 当然この郵便法の改正につきましては、郵政省のほうから私どものほうへ御相談を受けております。ただ、過疎の観点だけからこれにつきまして値上げをしないように、あるいは値下げをするようにというふうな意見を申し入れることにつきましては、いろいろ検討しなければならぬ問題点がございまして、私どもまだそういった対策につきまして十分の成案を得ておりませんので、そういう形の折衝はいたさなかった次第でございます。

○塩出啓典君 しかし、この法案が通れば実際に第三種、第四種も七月から値上げになるわけですね。また、この郵政審議会の答申が出されたのは昨年の十二月の末なんです。ほんとうに過疎地帯の住民の皆さんの声をだれが代表するかといへば、これはやはり過疎地帯を担当する自治省がその問題をもっと真剣にやってくれなければ、だれがそういう人たちの意見をこの政治の中に取り入れていくか。御存じのように、今回の郵政審議会にはそういうような人たちの意見が全然入っていないわけですね。言うなれば財界とか学界とか、そういうような国民とはまた別な人たちのそういう人たちの審議会で検討されたわけですね。したがって、人里離れた山村に住んでいる人たちの

これは数は少ないですけど、私はやはり、過疎地帯を振興する法律が先般の国会でできたということは、そういう精神からいってもやはり自治省としてははもつとこの問題に真剣に取り組むべきじゃないか、値上げするしないは別としても。そういう第三種、第四種の値上げというものがどの程度の影響を与えているかということを知らないで、かつてに法律をきめて、そうして実際に実施したところがその人たちはほんとうにもう驚いて、非常な大きな影響がある。それらのことを私は心配するわけです。

先殺の名古屋の公聴会でもある代表の人がいつていましたけれども、町内で郵便の値上げをどうなっているかというのを聞いたら、大体、はがき、封書の値上げを七割の人が知らないで、第三種、第四種については九割の人が値上げを知らないうちに私も先殺島取県の山奥をずっと回って参りましたけれども、値上げなんということはあまりや

はり知らないんですね。それでばさっと値上げということになればおそらくみんなおこると思うんですよ。そういう点でもう少し自治省としては真剣に取り組むべきじゃないか。それを何もしないで郵政省の専管事項だからといってただ傍観しているような態度は、私は自治大臣として怠慢だと思ふのですけれども、その点どうですか。

○政府委員(岸昌君) はかに言うべき方法を持っておられない過疎地帯の住民の方々の声ができるだけ吸収いたしまして、これを行政に反映いたしていく使命が自治省にあるということは御指摘のとおりでございます。従来自治省といたしましても、できるだけそういった方々のために努力をいたしてまいっておるわけでございますが、従来はともすると、そういう恵まれない地域に施設をつくる——これはいろんな方面の施設でございますが、道路をはじめといたしまして、福祉施設その他文化施設、産業基盤の整備等でございますが、どちらかと申しますと、そういう施設の整備ということに重点が置かれておりまして、ただいま御指摘がございましたような問題につきましてきめの

こまかい調査をし、きめこまかく住民の方々の声を反映していくという点におきまして、確かに欠ける点があったかと思えます。したがいまして、今後御指摘の御精神に従いまして、そういう面につきましてもさらに努力をいたしてまいりたいと、かように存じておる次第でございます。

○**輸出啓典君**　ひとつそれを自治大臣にもよく話していただいて、確かに過疎対策というのは道路をよくするとか、あるいは水道を引くとか、そういうような面を重点に置くという考え方もあるわけですけれども、それにしたって、やっぱり実態を調べないで、ただ概論的に言うべきじゃないと思うのですよ。やっぱりもう少し影響を調べて、その上に立つて、やっぱり郵便の値上げの影響は、この程度だから、これよりはこうしたほうがいい。それはやっぱりそういう上に立つてやるなら、われわれ納得できるわけですね。その点一つ要望いたします。

それから、郵政大臣にお尋ねしますが、先般の委員会では、そういう過疎地帯の政策料金について、は今後検討するという答弁があったわけですが、これは私のこの前の委員会のときに「直ちに塩出さんの御要望に即時にお答えをするというわけにはまいりかねるものの、きょう御展覧になったものもろのお考えにつきましては、私どもも十分これを記憶にとどめ、そして今後の施策の上に反映さしてまいりたい、」こうおっしゃっているわけですが、そういう政策料金的なものをほんとうに検討するお気持ちがあるのかどうか。ただここで適当に言うておくだけなのか、もうそんな気持ちがないならいいではなくて、言っただきたいと思うのですけれども、言った以上は、ほんとうにやってもらわなきゃいかぬですけれども、本気になつて検討するということそういう決意で間違いないかと考えてよろしいですか。

○国務大臣(井出一太郎君) いま目前に迫っております今回の改正に際しては、どうもいますぐと
いうわけにはまいりませんが、今後まあこういう
問題が提起されました場合には、塩出さんのよう

な、そういう点にわたる配慮も十分に出てまいる
と思います。

○ 提出啓典君 第三種、第四種については、この法案が通ればいつでも値上げはできる、いつでもというわけではありませんが、そういう体制になつてゐるわけでありませう。今回の料金改定後は、三年間は値上げをしないというそういうようなお話ですが、先ほどのお話では四十八年には實際は百億の赤字だ、これを今後の努力で埋めて四十八年までは料金改定はしない、そういうお話でございませうが、第三種、第四種についても少なくとも三年間は値上げをしない、そのように判断してよろしいですか。

○政府委員竹下一記者） 第三種、第四種につきましても三年間は値上げをしないという方向で十分の努力をしたいと思います。これは経済情勢のいかん、あるいは類似の物品輸送機関の料金関係、早い話が国鉄の小荷物の料金関係、そういうものとの関連を十分考慮いたしまして、情勢によりましてはあるいはということも考えないわけではございませんけれども、ただいまのところはそういうことは全く考えておりません。大宗である一、二種を三年間もたせようと、でき得ればもうもっともたせようということを私も考えておるわけでございますが、三種、四種につきましても、でき得ればそういう方向で経営努力を続けたらいい、かように存じます。

○塩出啓典君 わかりました。まあ値上げもあり得る、そう判断していいわけですね、社会情勢の変化によつては。

それで郵政大臣は本会議で、一時半に向こうに行かれるわけですね。私の持ち時間は一時四十三分で、あと十三分ございますので、これは井出大臣いらつしやらないときにほかの方に質問いたしますから、もし質問の過程でどうしても大臣にお聞きしなければならぬ問題が出た場合には、その部分だけは午後のときに、最後でもいいですから……。

それから、第三種、第四種を省令にした理由に

ついで竹下郵務局長も先般の委員会におきまして、法制局と十分に議論した結果こういうことになったわけだということで、結局、これは法制局の角田第四部長にお尋ねしたいわけでございますが、政令でも省令でも何ら違いはない、これは郵政大臣の専管事項だから省令で十分なんだ、政令と省令はどちらも同じなんだ、そのように省令にしたことはむしろ郵政当局の考えではなくして、内閣法制局の考えに従ってそうなったのだ、そういうニュアンスの答弁があったわけですから、私も、それを、ひとつ法制局の考えをお聞きしたいと思っています。どういふことなんでしょうか。

○政府委員(角田礼次郎君) 政令と省令とは全く同じであるかということであれば、これは違うわけでございます。法律との関係においては、国会の議決を経ないという点においては同じでございますけれども、言うまでもなく政令は内閣で決定をし、省令はその省の大臣限りで決定をするわけでございますから、その限りにおいては違うことは言うまでもないことでございます。ただ、申し上げますれば、こういう事業料金につきましては、法制のたてまえとして、政令でできている場合と省令でできている場合と、両方、実際の立法例もあるわけでございます。で、法制局局令において省令のほうが絶対にいいというような意味でおとくださると、ちょっと私どもの立場として困るわけでございますが、もともとこの違い

が企業としての弾力的な扱いと申しますか、そういうことを進めたいという御趣旨であれば、これは郵政省と申しますか、郵政大臣が企業主体としての責任においておきめになるのが一つの理由になろう、法律上も合理的な理由になるであろう、そういう意味のことは確かに申し上げました。

○塩出啓典君　わかりました。そうすると、いまさっき質問しておったのをあなたも聞いていただきたと思うのですが、たとえば郵便料金にいたしまして、物価との関連もありますし、あるいは身体障害者の方々に対する料金など、これは社会福祉的な面もある、あるいは第三種、第四種にな

ると、過疎地帯の文化振興、そういう面もあるわけですね。そうすると、われわれは、やっぱり郵便料金というものは、やはりそういう社会の発展の中の一環をなすわけですから、郵便料金独自じゃなくて、そういうような意見もなめてきめていかなければならない。そういう点から、少なくとも政令くらいにはしなければいけないのじゃないか、そういうことを私は言いたいわけですが、でも、だからそういうことならば政令、いまさっき言われたように、単なる弾力性を持って企業努力、そういう面からいけば省令がよろしい、そのように判断していいわけですね。

○政府委員(角田礼次郎君) 先ほども申し上げたことを繰り返すことになると思いますが、政令と省令とは、国会との関係においては基本的に同じでございます。ただ、政令になれば当然内閣の判断が加わるという意味においてより慎重な手続であるということも御指摘のとおりだろうと思えます。そういう御議論に対しては、私も否定するものではございません。ただ、それじゃ政令でなきゃならぬかということになりますと、これは政令でなきゃならぬということはないだろう、他の立法例を見てもそうだし、また企業主体が責任を持つてきめるという考え方も十分あるであろう、そういう意味において、省令できめることは法律の合理性があるだろうということを申し上げたわけでございます。しかし省令できめるからといって——実はこれから先はやや法律論を離れるかもしれないけれども、郵政省がかってにきめられるというわけのものではなくして、実際には関係各省との間にいろいろな協議が行なわれるだろうと思えます。その限りにおいてはあまり政令という、あるいは省令ということに、そうどちらかであれば非常に事態が変わるといふようなことは行政の実際から言いますとあまりないだろうというところをつけ加えて申し上げて御了承いただきたいと思えます。

○塩出啓典君 政令になっても結局十分審議しなければ同じことになりましますね、わかりました。

じゃ、内閣法制局の方とそれから自治省の方、どうもありがとうございます。それから最後にというわけでもありませんが、「二、三資料を私にいただいたわけでございますが、これは今回の審議会に、特別委員会に提出された資料の中で、能率向上によって四千九百五十人、機械化によって二百八十五人、集配運送施設改善によって二百七十六人、合計で四千六百五十五人の要員増を抑制することが四十一年から四十五年の間にできた、そうあるわけですが、この能率向上によって四千九百五十人の要員増を抑えることができたというの、一体これはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(竹下二記君) まあ、ことばとして申し上げます場合は、従業員の一一人が能率を上げ生産性を高めたということになるのかと思えます。その背景といたしましては、たとえば番号制の実施というようなことが一つ出てまいりまして、一昨年の七月から番号制、郵便番号を記載していただく、こういうことになりました。結果、郵便局の区分作業がたいへん手間が省けると、そういうことによる能率のアップということも多分にこれは入ってまいっておりますのでございます。そのほか職員の訓練によりまする能率のアップ、こういったことも同時に含まれるわけでございます。

○塩出啓典君 これはお聞きしていると時間がかりますので、こういう郵政審議会の特別委員会に出されたこの計算の根拠です、どういふところから四千九百五十人、機械化によって二百八十五人、これはおそろく自動読み取り区分機とか、自動押印機とかいふものによるのだと思うのです。そういうもののその計算の根拠を資料として提出していただきたいと思えます。それから「郵便事業近代化・機械化実施状況」を見ますと、全く計画と実行がそととおりいっていない。これは非常に私はこれで、たとえば郵便切手自動発売機等は四十一年度は計画百台に実行

五十台、四十二年度は千五百台の計画でたった二百台、四十三年度、四十四年度、四十五年度はそれぞれ千台、二百六十七台の計画がありながら、実施はゼロと、郵便はがき自動発売機等も計画だけあって実施はゼロ、四十三、四十四、四十五年度ともかく、いろいろ各省の計画がありますが、郵政省のこの計画ぐらゐ計画がないのに予算が使われたり、予算があるのに全然使われなかったり、一体、これはどういふことなんでしょうか。さっぱり私はよくわからないのですが、これは、

○政府委員(竹下二記君) 長期展望を立てまして、その展望の中の年次計画に従いまして予定どおりに実行していくということが一番望ましいこととてございまして、努力をしておるわけでございしますが、機械の性能に問題があるわけでございします。切手の自動発売機、はがきの自動発売機が四十三年度以降ゼロになっておりますのは、当初予定しておりましたのに対して性能が十分でなかった、その結果利用状況がたいへん悪いという、つまりあまりこれを使っていだだけないという実態があるのでございします。これは性能のこと以外にPRの問題も同時にあらうかと思えますけれども、そういうことのために、二の足を踏んだということがあったわけでございしますが、なおこの機械の開発研究を進めまして、もっと使われやすいようなものを開発する方向で努力をしまして所期の機械開発を促進したいと、かように考えております。

○塩出啓典君 とにかくそれだけじゃないのです。小包用の簡易区分装置にしても、四十三、四十四、四十五年度はそれぞれ三組が全部ゼロになっておる。ともかくそういうあまり十分使いものになるかならないかはつきりわからないのを、いやしくもそういう機械を購入する金も全部やっぱり国民の負担ですからね。新しいサービスを始めるのはいいですけども、もう少しやはり検討してやってもいいですね。これについてともかく一々聞いておったのでは時間もかかりますので、たとえば被服の改善等につきましても、四十二年

度は五億五千四百万円の被服改善費の計画で、実行はわずか一割、四十三年度も三億六百万円であるのにその実行も三千三百万円、そのようにこれも全く一割ぐらゐですね。そういうものは、ともかくこれは審議会には出したけれども、通信委員会には出さなくて、われわれが要求して出された資料ですけれどもね。こういうものについて、一つ一つどういふわけで予定どおりでないのか、これもあとでいいですから資料として御提出をいただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。そういうのがなぜそういう予定どおりでないのか、どこに原因があるのか、その点をお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(竹下二記君) うまくいきません理由等につきまして、資料をもちまして御説明いたします。

○塩出啓典君 それから今後の問題でございしますが、これも審議会に出された資料で私書箱の拡充、私書箱というものの使用料を全廃し、利用の促進をはかるということが四十七年から実施されるようになっております。それから郵便番号簿の配布は、四十六年度は全国に配布し、四十七年度以降は東西に分けて半分ずつ新しいのをやるとか、それから郵便モニター制度も四十六年、四十七年委嘱するとか、あるいはいま言った問題の自動切手発売機ですか、そういうものも、これから切手、はがき発売機等も毎年二百台ずつ計画に移すとか、こういうようなことが書いてあるわけですが、けれども、これは結局あれですか、郵政省がこれからやるということなのか、どうなんでしょうかね。これは四十六年から以降のやつはこういう計画で、たとえば私書箱は無料にするとか、あるいはいま言った切手自動発売機等ももう実施に移せるようにちゃんと性能が直ったのか、あるいは番号簿もちゃんと配るといふ、それはちゃんとやばり実施するわけですか。

○政府委員(竹下二記君) 私書箱につきましましては、現在これは全国で六万個ちょっとございまして、実用に供されておりますのはその半数でござい

いまして、あとの半数は遊んでおるといふことでございまして。したがって、これから大いに利用を勧奨する。そのやり方といたしましては、いまお話がございましたように利用料を免除するといふことを本年度から実施してまいりたいと思ひます。そうして、でき得れば本年度においてなお五千個ばかり新しく増設をしたいといふことを考へております。

それから郵便番号簿でございますが、これは近く全国版、つまり全国の全家庭に無料でお配りをする郵便番号簿を調整すべく目下着々と準備を進めております。

それからモニターでございますが、これは昨年来都市の主要局単位に一配達区二名といふことをめどにいたしましてモニターを委嘱いたしました。これは二年目でございまして、そのやり方をなお踏襲いたしまして、この成果もあるもので、すなわち今後とも続けるということ、たしか全国でこのモニターの方々が二千五百名ぐらゐはあったと思ひますが、その方式を今年度もとりたゐると思ひます。

切手の発売機につきましては、先ほど申し上げましたように性能に若干の問題があります。と、どういふわけですか、国鉄や私鉄の切符の自動発売機のようにうまくいゝまいに使つていただけませんので、その原因の究明等に若干の時間をおかしたいと思ひます。

○堀出啓典君　そういうものならば、何も四十六年度から予算にそのいいかげんなものを組んでやるのじゃなしに、もう少しよく検討して、だめならだめでも新しい方法をやるのか、ただこういふ、どうも適当に資料だけつくつておいて、あとどうそのときによつていろいろはんとらに行き当たりばつたりといふのは言い過ぎになるかも知れませんが、そういうようなことでははなはだよろしくないんじゃないか。審議会に出す資料にしても、またわれわれに出す資料にしても、もう少しやはり誠意のある、またほんとうに現実に即したそういうものであつてほしいと思ひます。そ

の点を強く要望いたしておきます。

最後に、これをちょっとお聞きしておかなければいかぬと思うのですが、第三条のいわゆる「郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用を償ひ、その健全な運営を図ることができに足りる収入」といふのは、これは先般の委員会では直接原価とともとれるし、あるいは管理費を含む総原価とともとれるし、その点がはっきりしないわけですね。ただ個別的にそれぞれの原価を償ふ料金にすゝるといふことは、これはこの前のお話もあつたので、すけれども、けれどもその運営をはかることができるに足る収入を確保するといふものについて、何ものはっきりしてないわけですね。で、料金決定原則等について、おたくが審議会に出した資料では、原価といつても、そういうものをはっきりせねばいかんといふことを書いてある。原価といつてもいろいろ原価があるのだから、この法案ではその原価といふものがはっきりしないわけですね。だから第三種なんといふものは一体ほんとうに第一種、第二種と同じ料金にまで上げられることになつてゐるのだから、これは第三種といふのは、管理費とか、そういうものを除いて直接原価にするのだとか、そういうことが何もないわけですね。これから見る限りは、直接原価ではなしに、あらゆる管理費とか、金利とか、全部含めた総原価である、そういうものであるとわれわれは判断せざるを得ないので、結局はそういうことですね。

○政府委員(清田木繁君)　この郵便法第三条をそのまま読みますと、「郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な費用」とございまして。これを私はこの前総合原価主義と申しましたが、郵便事業全体として適正な費用を償ふといふ考え方でありまして。したがって、ただこの郵便事業全体の適正な費用を償ふといふのが三条にはあるけれども、さらにその三条を突っ込んでいくと、先生おっしゃつてゐる個別原価にまでいくべきではないかという御指摘に對しては、そこまでいけば望ましいといふことを

お答えしたわけですね。したがって第三種としては、個別原価主義をとれといふことはこの法律では明記してありません。なぜそれでは審議会の過程において、できれば個別原価主義にまでとりたいといふ意見を出しておきながらこうなつたかといふことでございまして、やはりいろいろ三種、政策料金、そういういろいろな歴史的なものがあつて、一挙に個別原価主義をとることは問題があるといふことで、今回は、この三条で総合原価で、郵便事業全体をペイできればいいではないかといふことにとどめたわけでありまして。しかし、私どもの初めの考え方は、できれば個別原価をとりたかつた。しかし、その個別原価の中で、いきなり平均原価をとるのではなしに、直接原価ぐらゐはとりたゐるという気持ちでござい

ましたが、いろいろの事情で今回は郵便法三条では総合原価として、郵便事業全体としてペイするといふ表現にとどめた、こういうことでございまして。したがって、この三条の解釈としては郵便事業全体でございまして、それでは今後個別的にはどう考へていくかという、一つの法律で許される範囲内における行政の方針になるかと思ひます。それは私どもとしてはやはり三種とか、四種とかある程度政策料金を加味するものがあるとするならば、その限りにおいてある程度直接原価とかそういうようなものをめどにして料金を考へていきたい、これは一つの考え方でございます。

○堀出啓典君　以上で終わりますが、あと一問だけ、これは郵政大臣が来られてからにいたします。

○委員(横川正市君)　ただいままでの質疑はこの程度にとどめ、午後三時まで休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後三時十五分開会

○委員(横川正市君)　午前引き続き通信委員会を再開いたします。

本日、平井太郎君及び北條浩君が委員を辞任され、その補欠として迫水久常君及び内田善利君が選任されました。

○委員(横川正市君)　質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○堀出啓典君　それでは最後に、郵政大臣にお尋ねしたいと思ひますが、今回名古屋の公聴会等を通じて、賛成派の皆さんの意見も、さまざまな郵政事業に対する諸問題を解決をして、今後サービスの向上、標準送達速度の早期実現とか、そういうようなさまざまなことが一つ一つ実現されるという、そういう条件のもとにおける値上げはやむを得ない、そういうようなことであつたわけでありまして。反対の意見は、四十一年のときも、そういうことで値上げしたけれども、結局、サービスはよくならないじゃないか。ならば、値上げよりもそういう郵政事業の抜本的対策が大事だ。大体、いづれにしても、郵政事業といふものがほんとうにサービス改善なり、そういう体質改善に努力していかなければいけない、そういう点においては意見は一致したと思ひます。いろいろなそういう諸問題を解決していくには、何といつても、労使のそういう協調という問題、これがやはり一番肝心な問題であつて、これができなければ、幾らどのようななりつぱなことを言つても絵に書いたもちになると思ひます。これは非常にむづかしい問題でございまして、郵政大臣としても、いろいろ真剣に取り組んでこられたことはわれわれも認めるわけでありまして、そういう労使の問題について、郵政省当局側としてはいままでのどのような点を反省し、そうして今後はこのような点を改めていくのだ、そういういままでの反省、そうして今後は何か新しい、われわれが郵政大臣の話を聞いて、それならば労使の問題といふものももう少しよくいふのじゃないかなと、そういうようなものがありまして、最後、堀出さんが、最後に

一番当面重要な問題についてお触れになったわけでありまして、名古屋における公聴会の記録等、私もいずれよく拝見しますが、そこへ臨席した局長からあらましく承っております。そこで、こういう物価、公共料金がやかましい際にあえて値上げをさせていただかなければならぬということとはよくよくのご意識でございますので、それに見合うべきサービスの向上、これに取り組みなければならぬ次第でありまして、その一つのあり方として、標準送達速度という問題を打ち出したわけでありまして、これは現時点において、都会地あるいはその近傍等におけるいろいろな困難な条件がございます。しかし、これを全部解決しなければならぬというものはなかろうか。私は、ゴールを設定し、そこへむしる向かって飛び出すというぐらゐの心がまえで臨むべきだということを指示をいたしておるのであります。それにつけても、人手を主にしなくてはなりません。郵便の事業においては、労使の関係が正常化し、安定的にならなければこれは全く絵に書いたもちでございますから、御指摘のとおり、これが一番基本である、この認識のもとに昨年来いろいろと苦慮してまいりました。塩田さん、御承知のように、昨年二度にわたる紛争のごさいましたこともまたこの対外的に見れば名譽なことではございません。このことは管理者の側においても深い反省を持つと同時に、労使というものは相対的なものでありますから、お互いにやっばり歩み寄るという気持ちを持たなければなりません。その場合にやはり省の側がより一そうおとなになる必要は私はあると思うのでございます。そういう意味で現状を見ておりますと、昨年扱いましたあの犠牲というものを一つの教訓として、建設的な方向へ向かっているという認識は私も持っております。現に春闘の時期を迎えておりまして、きょう鈴木さんの午前の質問にもありましたように、これに対する誠意のある回答もせなければなりません。そういうところから、一歩一歩ひとつ積み上げていく、こういう考え方をもちまして、やはり一つの潮ときにある

と私は思うのです。そういうことでありますから、いつかもし申し上げましたように、郵便創業百年の年、こういう記念すべき年に少なくともそれぐらいのスタートがでなければいかぬのではないかと、こういう気持ちで事に当たりたい、かように考えております。以上であります。

○塩田啓典君 最後に、私要望したいわけでございますが、労使の関係について私も内部に立ち入ったわけではございませんし、そういう点はわかりませんが、郵政省はもとより、二重人格といった悪いのですけれども、やっばり表面的なものとの心の中は違ふような気がするわけですよ。私は正しいと思ったことはほとんどやはり労働組合の幹部の方にも正面からぶつかって、たとえば郵政事業なんというものは非常に手作業が多いわけですから、そういう一つ一つのそういう技術をみがくために、昔はそういう競技会のようなものもやってあった。そういうものはけつたたき主義だと言われたからといってやめておる。今回復活されるようですけれども、それはそろばんだって何級、何級で競争するわけですし、そうやってやっばり自分の技術をみがいてくるところに前進もあるわけだし、それは一部の人が反対しても、堂々と討論をしてそうしていきければ、やっばり正しいことは心ある人はついてくるようになると思ひますし、そういう点で、私は郵政省としては、もう労組の皆さんとほんとうにぶつかり合う。けんかするところはないとけんかしてもいいと思うのです。ただ、表面はうまいことを言っているが非常に悪いことをすると、そういうようなことがあつてはいけないと思うのです。そういう点でほんとうに労使の問題については正々堂々と世論に訴えてやっばりい、そういう姿勢で臨んでもらいたい。これはまあ私の感じたところで、あるいは事実上反しているかもしれないけれども、そのことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。

○永岡光治君 最後の質問の段階になりましたが、これから御質問申し上げることは、今日まで

この法案を審議するにあたって、各委員がそれぞれ質問をされ、大臣からあるいは関係の局長から答弁されたものと重複するかもしれないが、それはまあ重複するといふれば再確認の意味で、また私の立場から補足する意味、あるいはまた別の観点からというふうなことで、重点的なごく限られたおる数項目について再確認を中心にして質問申し上げたいと思ひます。

その第一点は、郵政大臣としての料金値上げについての姿勢の問題、これは関係の委員としてのまた姿勢の問題でもあるわけですよ。いやがらせのような質問ではなくて、やはり慎重に考えてもらいたいという意味から申し上げるわけでありまして、郵政大臣でありますから、郵政事業の意味では郵便の大臣であるし、また郵便貯金の郵政大臣であるし、簡易保険の郵政大臣でもあるわけですよ。ところで、郵便料金の値上げが各家庭に及ぼす、生計費に及ぼす影響はごくわずかだということとはしばしば答弁されております。それはそのとおりだと思ひますのでありますけれども、しかし、郵便料金は公共料金を代表するものの一つでありまして、この値上げがもたらす物価の上昇という意味における影響というものは、私は非常に大きいと思ひます。そういういたしますと、さきほどに物価高に悩んでおります今日の家庭生活でありますから、相当影響も多いというふうな考えをいたしたかなければならぬと思ひます。そこで、貯金なり保険のものを申し上げたのは、御承知のとおり、物価がどんどん上がつてまいりますと、大臣がこの前のお話では、郵便貯金は七兆をこえました、保険は契約高十兆をこえましたというお話でございましたが、これはみな庶民生活の苦しい中から積み立てられてきたお金であるわけでありまして、その貨幣価値が下がるとは、結果的に非常に大きな影響を及ぼして行くわけでありまして、貯金の利子もそう上がるわけではありませんが、保険のリベットのほうもそうたくさんあるわけではあります。やはり最終的には物価の安定というものを真剣に考えていただかなければならぬ

ぬということでありましょう。言うならば、通信委員の立場から言つて、郵政大臣にはそういう意味では物価の値上げを貯金のためにも、保険のためにも押えてもらいたいという気持ちがあるわけでありまして、これはもちろん安易に上げたわけではないと思ひますけれども、郵便料金の値上げについてはもっともつと経営に努力をし、もうぎりぎりのところでひとつ国民にこれだけ御協力いただきたいというふうな、そういう姿勢でなくてはならぬと私は思ひます。そういう意味で、郵政大臣のこの考え方についてもっとも真剣になつていただきたいという気持ちをますます申し上げまして、大臣の所見を冒頭承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(井出 太郎君) ただいまの御発言のお気持ちは私も痛いくらいに伝わってくるわけでありまして。物価騰貴がなかなかとどまらない、ますます上がつていくという中において、国民が貯金なり保険なり、私ども驚異のとも言われるような数字が積み重なつていくということを考えるにつけても、日本国民の貯蓄心の旺盛さ、これは国民的に非常に健康であるということにも通ずると思ひます。これを裏切るような物価高というものは、これはほんとうに相すまぬと思ひます。したがって、佐藤内閣が物価を最大の課題として取り組んでおる。しかし、なかなかこれは一方において、経済の成長ということも無視はできないというふうなことからしまして、なかなか思うにまかせない困難な状態に置かれておるのであります。こういう際に、郵便料金の値上げをせざるを得ないこの立場なり気持ちなりは、これは永岡先生にはおわかりいただける、こういうふうに思ひます。したがって、一方においては料金が上がる、同じ郵政大臣の管轄にある貯金なり貯金というものの金利も何か調整ができないかということにも通ずるかと思ひますが、これはまあこれで一つの金利体系というものもございまして、国のただいまの

ございまして、百五十円引き上げられておりますが、この半分以上が販売店のはうにいくというふうなふうに聞いております。正確な数字は把握しておりません。

そこで、御指摘の問題でございますが、従来とも購読料につきましては、一括末端の価格をきめまして、そして地方の分について郵送する際には別途郵送料を負担していただくというやり方をとっております。この点については筋としては、私も、今度のように配達のコストというものが主要な原因ということになっておるわけでありまして、郵便を使って実際に配達が行なわれておるようなものにつきましては、筋としてその分を値上げする理由はない、こういうような感じがございまして、しかしながら、これは販売店につぎましても同じような問題がございまして、現在朝刊二十円、夕刊十円でございまして、今度五円引き上げをしておるわけでございます。この辺につきましても同じような矛盾を感じるわけでございますけれども、何ぶんにも新聞の購読料については私もいろいろ各社に対してお願いもし、あるいは勧告をしたわけでございますし、所管の逓信省としても、いろいろ御配慮願ったわけでございますが、ああいう形で一番に値上げが行なわれる、これはとめることができなかったという状況でございます。政府が直接価格に介入する道は持たないわけでございます。

そういう点から今回の値上げの実態というものを私どもなりにフォローいたしまして、そうしてこういう問題が物価政策の上でどう取り上げられるか。そういう観点からいろいろと検討いたしております。結局、現在の制度のままではなかなかこれはいろいろ言ひましてもそれを守ることができない。その辺についてはたいへん残念でございますけれども、こういった事情であるということをお断り承知したいと思います。

○永岡光治君 新聞の販売所の人件費がかなり上がっております。配送料もそうですが、それは値上げの相当部分を占めておるといふように理解するわけですか。これは都市が大体中心になるわけです。いま言ったように、郵便で出される配達分については私はまるまる浮いているのじゃないかと思ひます。これはいま始まったことじゃないか。だからいねがわくば、地方に出される、郵便を通じて出すようなところについての購読料については、その分だけは素朴的には引いたものを購読料にしておきたいという指導をうけても私はちつともこれはおかしくないと思ひます。ぜひ私はそういう努力をしてみたいと思ひます。ぜひ私がお考えどうでしょうか。介入する必要はありますが、それはそれぐらいのことは考えやうとありますが、やはりそれぐらいのことは考えやうとしますが、非常に気の毒じゃないか、それぐらいのことをやうてしるべきじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(宮崎仁君) 確かに御指摘のような考え方があると思ひます。私も、さつき申しましたように、いま新聞の実は経理というものはあまり公開されておられませんので、十分な資料を持っておらないわけでありまして、ともかくいろいろの面からこれを検討してまいりまして、そうして、ただいま申しました配達コストの問題、これにつきましても、対策としてどういうことがあり得るか。たとえば共同販売というふうなことはどうかとか、あるいは店舗の設置についてのいろいろの考え方が委員の中等で議論がございまして、そういう問題を詰めてまいりますと同時に、ただいまも御指摘のありました、こういった郵送による場合、あるいは販売店等の場合、そういったことについても少しきめのこまかいやり方というものがあつたかどうかが、私も十分これは研究してまいらなければならぬと思ひます。現在のところは、一応この姿で値上げが行なわれてしまひまして、一部、消費者団体等で反対運動がございまして、こういった理由から、たゞいま申しましたような制度的な面とあわせまして、いま御指摘のような問題も十分ひとつ検討しまして、そうして何かわれわれとしてとり得る方法があれば、これは努力してみたいと思ひます。

○永岡光治君 ぜひひとつそういう方向で御検討、御指導をいただきたいと思ひます。次いで、郵政当局にお尋ねいたしますが、第三種を今度省令に移行いたしました、そのチェックとして、一種より料金が低いことが一つの条件、それとも一つは、郵政審議会によるチェックの機関があります。これで国民の期待に沿うようなことはやはり考えられておると思ひます。ところが、第一点の一種より低いというのは、これは言はずもなことでありまして、そういう条件がなければ最初から一種にみんな出してしまふわけで、低いのが当然なんで、これはうたつてもうたわなくても同じことだと実は思ひますが、したがって、このことは私あまり意味がない問題は、意味があると思ひます、チェックの機能があらうとすれば、郵政審議会だと思ひたしまして、先ほど塩田委員の指摘もありましたように、どうも私もこれについて疑問を持っております。どうも私もこれについては、設置法で設けられる郵政審議会令というものがございまして、この委員の選考はどういうようなことで選考しているかといふこと、関係行政機関の職員、学識経験のある者といふことがあつたわけですが、これも関係行政機関の職員といふものは私はどうもこれはふに落ちないわけですが、むしろ、それこそ政府は諮問する場合にいろいろと各省と打ち合わせしてやるだらうと思ひます。それをまたあらためて関係行政機関の職員といふものを入れるというところは、これはどうも私はおかしいと思ひますが、どうしてそういう必要があるのでしょうか。それをお尋ねしておきたい。

○政府委員(竹下二記君) 郵政審議会の委員の選考にあたりまして、関係行政機関の職員といふ一項はまた郵政審議会令の中にうたわれておるわけでございます。これは申し上げるまでもなく、従来そうであつたことでございます。これから料金問題について郵政審議会にはかることが法律でもって明文化されたという今日でございます。そので、料金問題について審議を十分尽くす、慎重に審議をするという趣旨を貫きますために委員の選定、組織、そういったことにつきましてもあらためまして検討を加える、委員の選考につきましても新しい角度から見直してみよう、こういうことが必要になってくると思ひます。このことにつきましては、これまで再三繰り返し申し上げておるまいと思ひますが、新しい事態に對しますためには新しい見直し方が必要であらう、かように存じます。

○永岡光治君 これは国会にかわるべきものなんです、今度の場合、郵政審議会は、国会は国民の代表といふこと。私は政府の機関が入る必要はないと思ひます。おかしいと思ひます。それは前にするかとするかの相談は郵政省自体としてあつてもいいです。たとえば大蔵省の役人があつた後に相談するということもあり得るでしょう。また事前に相談するということも、政府全体としての意向をきめるときはあつていいでしょう。しかし、審議会の委員としては私はまことに不適格じゃないかと思ひます。これはむしろ改正をする必要があるのではないかと思ひますが、この点は大臣いかに考えましようか、それがほんとうじゃないかと思ひます。国会にかわるべき国民の意思というものを聞きたいというのがやっぱり私は郵政審議会といふものの性格じゃないかと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(井出一太郎君) 審議会令というものができて相当に沿革があるわけでありまして、その間まあいろいろの重要な審議に際してはだすておるわけでありまして、これはまあ郵政省のみならずほかの役所にもこういう審議会といふたようなものがあつたかと思ひますが、そういう場合、はたして行政の役人がそれに入つておるかどうか、このあたりもう一べんよく検討をしてみなければならぬ点であらうかと思ひます。しかし、いずれにせよ、郵政審議会が今回の法

法で法律でもって明文化されたという今日でございます。そので、料金問題について審議を十分尽くす、慎重に審議をするという趣旨を貫きますために委員の選定、組織、そういったことにつきましてもあらためまして検討を加える、委員の選考につきましても新しい角度から見直してみよう、こういうことが必要になってくると思ひます。このことにつきましては、これまで再三繰り返し申し上げておるまいと思ひますが、新しい事態に對しますためには新しい見直し方が必要であらう、かように存じます。

律改正によって料金に国民にかわってタッチする
という重要な重要な職務を持つわけでございます
から、これは午前午の質問にもございましたが、そ
ういうことも含めて郵政審議会のあり方というも
のを再検討する必要がある、そうしてそれが改
正の方向へ踏み切るといふ場合には、これも一べ
ん御相談もしてみたい、かように思います。

○永岡光治君 もし必要があるならばそれも一つ
の方法として是認されるでしょうか、私も、私と
しては必要がないと思つてゐるわけですが、従来は
法律で定めただけで、これは国民の意思とい
うのが国会を通じて十分反映できるわけですね。
しかし、今度は国会にかわる審議会ですから、そ
の審議会の中に政府の職員が入つてゐるといふこ
とはどうも私はふに落ちない気がするわけですが
、ぜひひとつ御検討いただきたいと思つてゐます。

これに関連いたしまして、私も機能をもつて發揮
するために現在のような運営のしかただとか、
機能だとか、あるいは機構の問題については非常
な不満を持つてゐるわけですが、これをきめるとい
うことは非常に大きなウエイトを持つわけですが、
そこで何と申しますか、機能だとか、あるいは機
能地位といふとおかしいのですが、いま付属機能
ですけれども、ほんとうは付属機能でないほうが
望ましいんですけれども、そういう地位の問題で
すね、機能、それからしたが、そこに選出され
て御協力願う委員の方々に對する処遇、この問
題について相当検討しておかなきゃならぬと思
うのですが、もし構想でもあれば、この際決定的な
結論じゃないにいたしまして、あればお伺いし
たいと思つてゐます。いかがでございますか。

○國務大臣(井出一太郎君) まだ、法律をお通し
いただく直前でございまして、そこまで踏み込
んでの構想といふことを申し上げる段階ではな
かろうかと思つてゐますが、しかしいづれにせよ、い
ままでの郵政審議会は四十五名という大委員会
でございます、これは他省の同じような機関に比
べますと、たとえば厚生省あたりは、これはもう
医療なら医療、保険なら保険、それぞれ各個に審

議会を持つておられるようでございます。わがほ
うは、この大委員会をその中で分科会なり、特別
委員会なりといふふうなものを随時つくることに
よつて機能しておつたと思つてゐますが、それらをも
含めまして、郵政審議会のあり方全体を総ざら
いをしてみる必要があるか、これはまあこれから
の課題である、こう心得ております。

○永岡光治君 私は、特に委員の選考の問題につ
いては、やはり広く庶民の代表といふような観点
から、選考する場合によほど考へていただくなけ
ればならぬと思つてゐます。いま学識経験者とい
うことで何々会社の社長さんだとか、あるいは何々
の重役とかいふことで、どう見たところ、経験は
あるにしても、直接郵便に關する場合、料金の及
ぼす影響といふことに私は非常に大きな重点を置
いてゐるわけですから申し上げるわけですが、構
成についてもやはり庶民代表といふものをぜひ加
えていただかなければならぬ、といふよりはそ
れに重点を置いて考へるべきじゃないかと思つて
ゐるんですが、これは一つの要望でございます。

それからもう一つは、したがつて、処遇の改善
の問題についても、先ほど話によりまして、出
席日数も少ない人もあるわけですから、そういう
ことのないようにするためにも、やはり中心にな
る方々についてはある程度の処遇もしてあげなけ
ればならぬと思つてゐる、したがつて、処遇の改善
の問題について私特段の要望をしておきますが、
その私の要望について、大臣のひとつ御所見を
承つておきたいと思つてゐます。

○國務大臣(井出一太郎君) 午前もお答えいたし
ましたが、各界階層から学識経験豊かな委員に出
ていただくわけであつて、それぞれ国民的
立場を踏まえて審議に当たつていただいておつた
と思つてゐます。しかし、はたしていまの選
考のしかたでいかにどうかといふことになりま
す、もつと庶民感覚豊かな人を入れよ、この御要
望は私はそれなりに適切だと思つてゐます、あ
るいはまあこれをもつと選任されるというよう
な、これはまあ常任制といふものをとるかどう

ということもあるいはかわりがあるかもしれま
せんが、それらの問題をひとつ検討の対象にし
てまいりたい、こう存じております。

○永岡光治君 時間もあまりないようでありま
すから、簡潔に質問いたしますが、次は、ひとつこ
れも、もう従来ずっとこの委員会でも問題にな
りましたし、公にも、あるいはまた個人的にもい
る話をしてきたところでありまして、サービス
の改善をするためにはやはり労使の關係の正常化
といふものがぜひ必要だといふことで、ずいぶん
大臣のほうに質問もして、要望もしておつたので
あります。この点についても私は多く触れま
せん。これも点については、幾ら料金を値上げいた
しても、それがなくしては、幾ら料金を値上げいた
しても、国民の期待する正常な運行は確保でき
ないと思つてゐます。そのことは十分おわかりだ
ろうと思つてゐます。特段の勇断をふるつてと申
しまして、さういふか、奮勇をふるつてと申しま
す、そのうちでこの正常化に努力してもらいた
いが、その期するところは郵便の配達の正確であ
り、安全であり、ということになるわけでありま
す。

そこで、国民は料金を値上げされま
す、郵政はどういうサービスをやってくれるのだら
うか、こういう期待が非常に強いのだらうと思
つてゐます。この前も名古屋の公聴会の参考人の意見も聞
きましたところ、すべての参考人の意見もやは
りいまのままで値上げされては困る、といふ気持
ちが非常に強いわけでありまして、これはぜひひ
とつ改善をしてもらわなければならぬ、つ
いてはこの際、この郵便法案に私反対でありま
す、かりに本法案が成立した暁においては、機
を逸せず国民にこういふサービスをしますといふ
約束をすることが、職員の一つの励みにもなり
、国民の一つの期待にこたへることにもなるわけ
であります、いづゆるタイムテーブルという
もの、これもしばしばこの委員会でお願ひしたわ
けであります、これをさつとつくつて国民にお
約束をし、これを履行すると、こつち意気込み

はあります、ないですか。あるべきだと思
つてゐますが、いかがですか。

○國務大臣(井出一太郎君) 一番基本に横たわ
つておる労使關係の正常化といふ点につきま
しては、これはもう永岡さんとはしつちやう意見の
交換をしてまいりました点であります、これ
を大体取りまゝとて先ほど塩田さんにお答えしま
したあの程度をもつて御了承をお願いしたいと思
つてゐます。

そこで、いまお示しの標準送達速度の問題であ
ります、せめても今回の値上げを御了承、御納
得いただく以上は、これくらいのことはやれな
いでは相済みません、こつちの気持ちはござい
まして、なかなか事務的にはいろいろ困難もあるよ
うであります、ともかく、もうぐずぐずしてお
ちやだめだ、それをひとつ乗り越えて、いきなり
十をねらつてもこれはむづかしいとすれば、まず
三でも五でもいい、そこらひとつ始めよう
ではないかと、こつちの気持ちはござい
まして、幸い、本法案成立の暁は御趣旨の線に向か
つてこれを取りまゝとて公表をいたしたいと、
こつち考へております。

○永岡光治君 これもあまり詰めるといか
がと思つてゐますけれども、こつちがわくは、私どもは法
案が通過したらほんとうに数日を出でず新聞に大
大的に一面をさいても、こつちなりま
すといふことを早く公表して、励みを与え期待にこたへると
いふくらいにしてもらいたい、私は思つてゐ
ます。それほど国民は郵便に對する信頼がないわけ
ですから、そういうことをお願いしたいわけ
ですが、これは要望だけしておきます。

最後にになりましたが、こつちの労使の間の正常
化に努力していただくと同時に、こつちでござ
いまして、本日は大臣以下本省の局長の方々もおいで
でございます、こつちの管理層の経営とい
うものに對する責任感といふものを植えつけて、こ
れは私は地方を回つてみまして、こつち聞こえるか
もしれませんが、こつちだけ努力してゐるのに永岡
君はこつちの酷な批判をするかと言われるかもし

れませんが、国民はきわめて結果しか見ませんのできびしいのです。国民は非常に批判はきびしいですから、経営者として、そういう郵便の配達についての責任を、そういう体制をぜひ確立してもらいたいと思います。職員がストライキをやった、郵便がおくれました、国民は済まされたいのです、それは国民は知っちゃいないのですから。それは本省と職員との間の出来事であって、国民は郵便を出したならばそれを正確に届けてもらえたいわけですね。電信は、スト中は電話かかりませんから、料金払わぬで済むわけですが、郵便の場合は切手を張ってポストにほうり込めばこれは契約したものと、こう言っちゃおかしいですけども、そう思っているわけです。反対給付を求めているわけですから、それがストライキをやったから、あるいは三六協定が結ばれてないから郵便おくれましたこれは済まされたい。これは、経営者としてそんなことでは回避できませんよ。国民に対してしっかり郵便を配達してもらおう、そういう責任を持っていかなければならぬのだという責任観念ですね。これをひとつ徹底的に植えつけてもらいたいと思うのです。そういう責任観念があれば、労使の関係についても、真剣に考えなければならぬ問題が出てくるでしょうし、能率化についても、いろいろな施策が出てくると思うのです。それをひとつ大臣は、局長はもとよりでございますけれども、地方の管理者、地方の管理職員の皆さんにもぜひこのことを徹底させていただきたいと思うのですが、いかがでございますか。

○国務大臣(井出 太郎君) この点もまさにおっしゃるとおりでございます。ただ現状は、永岡先生の言われるようなところまでいってあるかという、現在まだはるかにそこへは距離が遠いと、こう言わなければならぬかと思うのでございます。で、これはどうも単なるお説教だけでいけるものではないのでございまして、近代的な経営というになりますと、これは待遇の問題にもなりまして、あるいは職場環境を改善する

という問題にも通じてまいりましょう。そういう精神面あるいは物質面、両方から労使関係の安定を期すると同時に、その上に立った経営者の自覚と申しましようか、この経営者の立場というものは、まあ私は民間における経験からあえて申しますならば、これはもう事業とともに運命、生死、これがかかわっているわけでございますから、そういう意味において私の見るところをもちてすれば、やはり郵政事業の中には、まだどうものんびりムードがあるのではないかと、こういうものをひとつ克服するために私みずから先頭に立ちつつ重要な幹部諸君がまず実践躬行する、そしてそれをだんだんと下へ押し及ぼして、そしてこの管理体制というものの一本筋金を入れると、こういうことが必要ではないか、かように考えます。

○永岡光治君 大臣がはしなくも御意見を述べられました、御所見を述べられました言辭だけでは、説教だけでは立ち直らないのだというそのとおりでございます、その意味で関連をして申し上げたいのでありますが、そのためには、職場環境もつばにやらなければなりませんし、あるいはまた待遇もよくしてやらなければなりません、わけても大切なことは処遇の問題だと思っております。その処遇の問題は、金銭的な処遇もあるでしょう。あるいはそれとやらはらになるところの人材登用と申しますか、昇進と申しますか、そういう問題もあるかと思っております。やっぱり人心をしておまざらしめぬことを要するということばがございまして、私は今日の郵政の状態を見ますと、非常にその点が欠けているんじゃないかと痛感いたします。

そこで、資料があればこの際伺いたいわけですが、郵政本省と郵政局の部長、本省は課長ですが、以上でいわゆる六級職、上級職試験を合格したいわゆる管理者層として採用された者とそれ以外の全部の者とを比較はどういうことになっておりますか、お尋ねいたします。

○政府委員(野田誠二郎君) ただいまの御質問でございますけれども、これは役所の内部の組織で

ございすけれども、本省の課長以上の人事につきましては、これは官房でこれを所掌いたしております。地方機関の部長以下につきましては、これは人事局で所掌いたしておりますが、ただいまの先生の御質問にかかわります資料、官房それから人事局、両方ともきょう持参しておりますので、少し時間をおかしたいただきますれば、調査をいたしまして後刻御報告したい、かように思います。

○永岡光治君 それはあとで出してもらいたいと思います。この前そういうことを頼んでおいたのです。

私は郵務局に籍を置いたことがございますので、あそこはよく知っておりますが、あそこは機構の中に一人も課長がおりません、係長三十五人でございます。これでは不満が多いのはあたりまえだと私は思うのです。まさに人心をうましておるのです。それはすべての者が課長になるとかあるいは局長になるとかではできないのでありましようけれども、広い層の中から何人かが抜てきされていくという、そういう希望、そういうものを植えていくことが郵政をわき立たせる一つの手段でもあるかと思っております。そういう意味で、これはひとつ大臣あるいは本省の担当の御にある方々においても十分この点について配慮していただいて、まさに人心をうまざらしめぬように、ほんとうに働く気を起こさせるようにしてもらいたいと思っております。やはりせっかく入ってきまして、希望を持たないために、あたら優秀な人材を部外に去らしている例がたくさんございすから、ぜひそういうことのないようにしていただきたいと思っております。この基本的な構想について、大臣の所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(井出 太郎君) いまおっしゃるような、すそ野の広い中にはこれは人材もあるはずだと思っております。したがって、現状分析を私も十分しました上で、これはまあ従来のしきたりというふうなものもございすでしょう。それも急激な変革ははたしてどうかと思ひますけれども、いま御

趣旨のような方向に少し風通しをよくするだけでも申しましようか、そういう考え方はぜひひとつ採用したいと思っております。

○永岡光治君 先刻通信記念日に御招待いただいた私列席させていただきましたが、非常に私は式典へ参列いたしました感激をいたしました。その中の一つの例は、親子三代、八十数年におたる郵便外務に勤務している方の大臣の表彰、ほんとうに私は涙が出ました。また、その表彰される職員に代表として、特に外務員の方がそれを代表して大臣に答辞を述べるといふあの姿にもほんとうに私も感激をいたしました。これは私一人のみでございせん。私のそばにおいでになる方々もみなそういうことを言っておられました。非常に感激をしておられました。そういうことが郵政の事業を立ち直らせるのではないかと感じまして、ほんとうにうれしい日でございますが、あのような政策、基本線に乗っている考え方というものには私は必要だと思っております。やはり郵便事業を第一線を守っていただく方々の処遇なり、そういうものに対して大臣が感謝のことばを述べるといふことが非常に大切だと思っております。その意味で、外務の方々についても人事院試験があるとかないとかということでもこの前からいろいろ論議しておりましたが、人事院試験があったにしても、そのことはそのことにしても、法の改正が必要ならば法の改正も必要でございまして、そういう手続をとって、あの外務の方々でも希望の持てるような、内務にいくとかあるいは管理者にどんどん進んでいく、あるいは何人かは局長にもなれるという、そういう施策が、人事管理と申しますか、そういうものが必要ではないかというのを痛感しているわけでございますが、先ほど大臣がすそ野の広い中に希望を与えるような人事を考えていきたいというお考えを述べられましたが、ぜひ外務職の方々についても職種の變更なりあるいは昇進の方法についても特段の配慮をいただきたいと思うのでありますが、この点もひとつあわせて御所見を承りたいと思ひます。

て、國民に貯蓄を奨励し、一方においては、その貯蓄を實質的に破壊するような姿勢ではたして政事業に對する國民の信頼が得られるのでありやうか。

私は、郵便事業を心から愛する者の一人として、今日の郵便料金値上げには絶対に反対せざるを得ないのであります。

次に、第二点としては、今回の改正においては、創業以来百年にわたる郵便事業の使命と性格を根本的に改悪しようとしておることである。

申すまでもなく、郵便事業が国の独占事業として運営されているゆえんは、民主主義社会の基礎をなすコミュニケーションの最も基本的な手段をあくまで国民に保障することにあり、このことは郵便法の第一条に明記されておるところであります。しかるに、今回の改正案においては、新たに料金決定原則の規定を設け、企業的な独立採算主義を強く打ち出しておるのであります。われわれも郵便事業が企業

的、合理的に運営されること、そのことには何ら反対するものではありません。しかしながら、問題は、一般会計からの財政繰り入れの道が全く閉ざされるということであり、すなわち、政府の行政目的による政策料金の赤字までを郵便本来の使命である信書の料金に負担させることが合法化されるということであり、政府の行政目的のための政策料金の赤字は当然政府の責任において措置すべきものであり、そのことは事業の企業的经营とは何ら矛盾するものではないと思うものであります。そのための一般会計からの財政繰り入れの道までも全く閉ざそうとする今回の改正は、郵便事業が今後その公共的使命を維持していく上において大きな禍根を残すことになると思慮せざるを得ないのであります。

第三の理由といたしましては、第三種、第四種郵便物等の料金の省令委任の問題であります。われわれの納得のできないことは、法律で明確な基準を定めず、実質上全く無条件で省令に委任されることである。政府は、法律に明確な基準が定めてあり、さらに郵政審議会に諮問することとしているから歯止めがあると述べておるのであります。これは全くの詭弁であると言わざるを得ないのであります。

得ないのであります。同一重量の第一種の料金の額より低いものというようなのはたして基準といえるものでありましか。第三種や第四種の郵便物は、その制度がないとするならば、それらはすべて第一種に包含されてしまうものであります。から、制度がある限り第一種よりも安いことは法律にうたうまでもなく当然のことなのであります。

また、郵政審議会への諮問につきましても、現在の審議会は、郵政大臣の任命による委員からなる単なる郵政省の付属機関であり、これが国会にかわつて国民の意思を十分に反映できる機関であるとはとうてい考えられないところでありまして、この際、郵政審議会制度の抜本的改革を強く要望するものであります。

次に、第四点といたしましては、今回の料金値上げは単なる赤字解消のための値上げにすぎず、国民の納得を得られるだけの事業改善の具体策が何ら示されないことである。

今年にはあつたか郵便創業百年を迎えたのであります。かつてのわが国の郵政事業は迅速、確実、低廉といういわゆる郵便の三大モットーを掲げ、世界第一のサービスを誇つたものであります。もちろん時代が変わつておるのであります。から、明治、大正時代のサービスをそのまま復活させよとは申しません。しかしながら、今日郵便事業に対する国民の不信の最大の原因は、郵便送達

の確実性すら確保されていないことにあるのであります。まして、送達速度の安定は通信事業としての最低要件であり、それを国民に確保することこそ現在郵政省としてなすべき最大の急務であると思ふものであります。そのためには、何をおいても労働関係の正常化は喫緊の要務であります。郵政当局は当委員会において、郵政事業は八〇%が人件費であるとし、しばしば強調されております。郵政事業は労働力に依存する度合いがきつめて高く、職員の協力を得られるかどうかは正常な業務の遂行を確保できるかどうかにかかっていると

いって過言ではありません。したがって、今日

今日の労使関係の不正常な状態が続く限り、幾ら料金の値上げをしましても郵便サービスの改善は多くを望めないと思ふのであります。労使関係の正常化がなされて初めて郵便料金の改定が検討の対象になると思ふのであります。今日の郵政の労働関係の不正常な状態は国民とともにまことに残念でなりません。

以上、数点にわたつて反対理由を述べてまいりましたが、ときあたかも郵便第二世紀の第一歩を

するべきときであり、また、今後の情報化社会の中における郵便事業のあるべき姿が強く問われている際でもあります。言うならば、第二の近代郵便創業の時期にいままさに際会しているといつても過言ではないと思ふのであります。

政府においては、単なる赤字解消のための値上げというようなそくな手段によつて当面を糊塗することなく、この際、広い視野と遠大な展望に立つた郵便事業の抜本的改善策を一日も早く策定して国民に示されるよう強く要望いたしまして、私の反対討論を終わります。

○長田裕二君 私は、自由民主党を代表いたしまして、郵便法の一部を改正する法律案に対し賛成の意を表するものであります。

わが国の郵便事業は本年をもって創業百年を迎えました。幾多諸先輩の御尽力によりまして国民生活に欠くことのできない通信手段として、また、わが国社会の発展をになう一翼として着実に成長し、今日その取り扱う郵便物は年間実に百二十億通にも達する状況にあります。

情報化時代を迎え、郵便物はますます増大するものと思われ、また、都市化現象の進展等社会経済情勢の急激な変化も生じ、いまや郵便はこれらに対応して事業の合理的自主的な運営をはかるための諸施策を強力に推進する必要に迫られていると申すべきであります。

われわれは、今回の郵便法の改正をこれらの改善を行なうための体制づくりであると理解するものであります。

す、郵便事業財政は経営合理化の努力にもかかわらず、諸経費の上昇、特に支出の八〇%を占める人件費の増高により年々悪化し、このまま推移するならば、事業の改善はおろか日常の業務遂行すら危うくなることは必至でありまして、この際、料金改定によつて財政の健全化をはかることはやむを得ないところであると思ふのであります。

収支の不足を一般会計から補てんするという議論もありませんが、最近の郵便物の増高は主として業務用、商業用郵便の増大によるところが多く、いわゆる利用者負担がむしろ公平な措置であり、また安易な一般会計依存からは事業の自主性も、利用者の立場を立場とする公共性も生じないと考え、料金改定はやむを得ないものとして賛成するものであります。

もちろん今日、国民生活に影響の大きい公共料金の値上げは極力抑制すべきが当然であります。が、この点についても、国民の日常生活に密着した第一種、第二種料金の改定については、その実施を明年二月一日からとしているのであります。これらの配慮はきわめて妥当な措置であると申せましょう。

次に、料金に関する規定の整備と弾力的な役務の提供のための改正についてであります。これらはすべてさきの郵政審議会の郵便事業正常運行確保方策の答申、郵政事業公社化の答申及び郵便事業近代化の答申の趣旨に基づいたものであります。郵便事業に自主性と合理性を備えさせ、近代的事業に脱皮させるための必要最小限の要件と考えるものであります。

最近、各国において郵便事業の経営形態のあり方が検討され、現にイギリス、アメリカ等においては、公社制度への移行が行なわれております。が、経営形態の変更もさることながら、要は長年にわたる国営形態のもとにおいてマンネリ化しつつある郵便事業を、いかにして今日の激動する社会の進展に即応させ、近代化させるかということがあります。したがって、経営形態以前の問題と

して現行制度のもとにおいても、可能な限り企業合理的な経営を行なうための改革をこの際積極的に行なわなければならないことは当然であります。

このような観点から、郵便に関する料金の決定基準について新たに収支相償ともいうべき規定を設けるとともに、基本的な一、二種料金は法定し、三、四種、特殊取り扱い料金及び小包料金等を一定の条件のもとに省令に委任する措置をとっておりますが、これは国鉄等他の類似運送機関の料金、利用動向、経済情勢の変動に応じた料金の改定を行ない得る道を開いたものと認められます。また省令で減額料金を定めたり、特殊取り扱いを新設できることとするなど、経営の自主性と時代の要求する新しいサービスを迅速に提供することを可能としているのであります。これらの改正は事業近代化のための基本的な改正であり、また今日激化する情報化、都市化時代に対応するためのまことに時宜にかなった措置であると考えられるのであります。

さらには、一、二種の料金減額率を五%アップして郵便物数の平準化につとめ、郵便物全体の処理を能率化し、あるいは料金還付の範囲を広げ、また迅速郵便物の転送を無料で迅速として扱う等の措置は、利用者へのサービスを向上させるものと申すべきでありましょう。

以上、賛成の理由を申し述べましたが、しかし問題は今回の改正を契機に郵便事業のサービスがどのように改善されるかということにあると思うものであります。

今日郵便事業に対する国民の信頼が必ずしも高くないことは残念ながら認めざるを得ないのであります。本法案審査の過程におきまして、各委員から郵便事業の現状に対するきびしい御批判が数多くなされたところであります。

郵政省はこの点に思いをいたされ郵便事業の特殊性にかんがみ全職員が真に一体となって業務の正常化、改善のために全力を尽くすような体制をつくるため、勇断をもってそのための諸施策を展開推進されんことを切望するものであります。

これをもって私の賛成討論を終わります。

○塩出啓典君 私、公明党を代表して、ただいま議題となりました郵便法の一部を改正する法律案に対し反対の討論を行なうものであります。

反対理由の第一は、明治初年以來百年の歴史を持ち、国民の福祉、経済の発展に寄与してきた郵便事業が、今日までの公共的使命を離れて企業的性格をあらわしてきたことであり、もちろん郵便事業が受益者負担による独立採算制を維持するための努力をすることは当然であり、われわれもこれに反対するものではありません。しかし、郵便事業のあり方は、発展する社会の中にあつて、健全な社会の発展に寄与するものであるべきであります。全国の書店の一軒もない町村や、新聞の個別配布がなされていない過疎地の人たちのために、政策料金として特別に安くされていた郵送新聞、雑誌等のための第三種、第四種郵便が、今回二、三倍に大幅に値上げされ、政策料金より、原価に見合う料金へと大きく方向転換したことであります。それはあまりにも大きな行き過ぎであり、郵便事業本来の使命を忘れた自滅的行爲であり、断じて賛成するわけにはまいりません。

反対の第二は、第三種、第四種等の料金決定が法律事項であつたものを、省令事項に改めることとあります。第三種、第四種郵便は、さきに述べたごとく、過疎地帯の教育、文化の向上、ひいては経済の発展に影響するところはまことに大きく、その料金決定はあらゆる角度から検討され、慎重に決定されるべきは当然であります。にもかかわらず、今回の改正により、国会の場で審議されることなく、郵政審議会の審議を経たのみで、郵政省令で料金決定がなされるようになろうとして、国民の知らないところで料金決定がなされることであり、断固反対であります。

第三に、物価に対する影響であります。

公共料金という政府みずからの手でできる物価対策をやらないうで、どうして他の物価を押さえることができるのかと言いたい。公共料金の値上げは一般物価の値上げに大きく影響してくることは当然であり、今回の郵便料金の値上げは低所得者ほど被害が大きいのであります。現在の異常な物価高騰の中で、国民は深刻な苦しみを味わっており、いまや物価安定こそが政治に対する国民の最大の願いであるにもかかわらず、政府みずから企業努力を怠り、安易に公共料金を値上げすることは、国民無視もはなはだしいことであり、国民生活をさらに苦しめる以外の何ものでもないと言わざるを得ないのであります。国民に納得のいく企業努力をなさずして、赤字の責任を安易に国民の負担に転嫁する今回の値上げには賛成できません。

最後に、次の二つの点について強く当局に要望するものであります。

第一点は、郵政審議会のあり方についてであります。

今回の料金値上げ案は、審議会の答申に基づいて出されたのでありますが、審議会での審議の内容容についてつまびらかにできないことは非常に残念なことであり、明らかにできないことはなれ合の審議会であると疑わざるを得ないのであります。また、委員の中には、来たる参議院選挙の事前運動で警告を受けている者が入っており、しかもほとんど出席していないなど、はたしてこのようなことではよろしいのでしょうか。この際、真に審議会としてふさわしいものとしての、国民の意思が十分反映されるよう抜本的な改革を要望する次第であります。

第二点は、国民の郵政事業に対する信頼はますます低下しているのが現状であります。しかるに、国民は種々の制度に対して惜しみなく協力を続けてきております。今回の法改正によって、郵政省は利用者である国民にどういうサービスの提供を約束されるのか、国民は何のサービスの改善も得られないのではないのでしょうか。そのような無責任な郵政省の責任はどうか。公共事業ということの上にあぐらをかいて、赤字になれば簡単に値上げをすればよいという横暴な態度は全く許されません。郵政当局の猛省を強く求めるものであります。

以上の理由により本法律案に反対の意を表明して、私の討論を終わります。

○委員長(横川正市君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(横川正市君) 速記を起こして。他に御意見もないようですが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(横川正市君) 御異議ないと認めます。それでは、これより採決に入ります。

郵便法の一部を改正する法律案の問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横川正市君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

長田君から発言を求められておりますのでこれを許します。長田君。

○長田裕二君 私は、ただいま可決されました郵便法の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の各党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。まず、附帯決議の案文を朗読いたします。

附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、とくに左記各項の実現に配慮すべきである。

一、郵便事業の正常な運営を確保するため、正常な労使関係の樹立に今後とも格段の努力を払ふこと。

一、すみやかに郵便の「標準送達速度」を公表するとともに、これが励行につとめること。

一、郵政審議会の任務のいよいよ重要性を加え

つつあることにかんがみ、その機能を強化するため必要な措置を講ずること。
右決議する。

ただいま朗読いたしました附帯決議案は、先般来の本委員会における審査の経過を参酌して起草いたしましたものでありますので、あらためて御説明は省略させていただきますが、何とぞ全会一致、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

なお、この決議案が可決されました上は、これが四党の共同提案であることにもかんがみまして、政府におかれましては、これが実現に万全を期せられるよう切望いたします。

○委員長(横川正市君) ただいま長田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(横川正市君) 全会一致と認めます。

よって、長田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、井出郵政大臣より発言を求められておりますので、この際これを許します。井出郵政大臣。

○國務大臣(井出 太郎君) このたびは、非常に御慎重な御審議をいただきました。ただいま郵便法の一部を改正する法律案の御可決をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。当委員会の御審議を通じて承りました御意見は、ことごとく私どもに対する深いお教えとして拝聴いたしました。この御意見及び附帯決議で御示しのありました諸項目は、今後の郵政事業に具現するよう努力いたします。当委員会の御審議におこたえ申し上げたいと存じます。まことにありがとうございます。

○委員長(横川正市君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(横川正市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(横川正市君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。井出郵政大臣。

○國務大臣(井出 太郎君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

近時、電話、加入電信等の普及に伴い電報の果たす役割は大きく変化し、電報事業の収支は著しく悪化してきております。また、最近における生活圏・経済圏の拡大と情報化社会の進展に対処して、通話の制度を改正する必要性が生じており、加入電話に対する需要も年々増加の一途をたどっております。

一方、社会経済活動の高度化に伴い、電気通信回線に電子計算機等を接続して行なうデータ通信に対する社会的要請が著しく増大してきております。

以上のような情勢にかんがみまして、公衆電気通信法の一部を改正して、電報事業の健全化、通話料金体系の調整合理化、電話の拡充等をはかり、サービスの改善につとめるとともに、公衆電気通信の秩序を勘案しつつ、データ通信の発展・育成を助長し、わが国の情報化社会の健全な発展に寄与しようとするものであります。

この法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、電報につきましては、普通電報の基本料は、現行の十字まで六十円を二十五字まで百五十円に、累加料は現行の五十字まで十円を五十字まで二十円に改めるとともに、市内電報・市外電報の区別を廃止する等電報に関する制度を改正することとしております。

第二に、電話につきましては、自動通話の料金は、現在、加入区域内は一度ごとに七円、単位料金区域内は八十秒までごとに七円となっており

ますが、これを改めまして、単位料金区域内はすべて三分までごとに七円の時分制を実施するとともに、近距離通話の料金を引き下げる等通話料金の体系を整備し、また、加入電話は全国にわたって設置場所の変更ができるようにする等改正することとしております。

第三に、電話の設備料は、単独電話は一加入ごとに現行の三万円を五万円にする等これを改正することとしております。

第四にデータ通信につきましては、民間企業等が電子計算機等を設置して電気通信回線を利用する制度として、新たにデータ通信回線使用契約の制度を設け、その種類は、特定通信回線使用契約及び公衆通信回線使用契約の二種とすることとしております。これによりまして、民間企業等は一定の条件のもとに、オンラインによる電子計算機の共同利用、計算サービス業、情報検索業等を行なうことができることとなります。

また、日本電信電話公社または国際電信電話株式会社が行なうデータ通信サービスについても、これを法定することとしております。

これらデータ通信に関するサービスの提供につきましては、加入電話等のサービスに支障を及ぼさないよう技術基準を定めるほか、公衆電気通信の秩序の維持と加入電話等の加入者保護に万全を期することとしております。

この法律案の施行期日は、設備料関係の規定は昭和四十六年六月一日、データ通信関係の規定は公衆通信回線使用契約に関するものを除き昭和四十六年九月一日、電報関係の規定は昭和四十七年三月一日、通話料及び公衆通信回線使用契約関係の規定は昭和四十七年九月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの範囲内において政令で定める日としております。

何とぞ十分御審議くださいます。すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(横川正市君) 本案に対する質疑は次回に譲ることといたします。

し、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十分散会

〔参照〕
別紙
名古屋地方公聴会「郵便法の一部を改正する法律案」意見陳述人名簿

○愛知県労働組合評議会議長 飯島 幹雄君
○中部産業連盟理事 中尾 一磨君
○中京大学法学部教授 橋詰 洋三君
○名古屋工業大学名誉教授 富田 嘉郎君
○主婦 服部 貞子君
○三重県地域婦人団体協議会会長 岩下 かね君

四月二十七日日本委員会に左の案件を付託された。
予備審査のための付託は四月二十三日

一、公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案
公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中、第三章の三 加入電信(第五十五条の二)第五十五条の八」を
「第三章の三 加入電信
第一節 データ通信
第二節 データ通信
(第五十五条の二)第五十五条の八」

に改める。

第二十二
第十三条第一項第二号イ中「ロからニまで」を
「ロ及びハ」に改め、同号中ハを削り、ニをハとする。

第十四条第一項第三号及び同条第三項を削る。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第十九条第二項中「会社の事業所及び第九条の規定により電報に関する事務を委託されている者を含む」を「公社又は会社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一号、第二号若しくは第六号又は第九号の規定により電報に関する事務を委託されている者をいう」に改める。

第三十四条第一項中「場所又はその」を「場所若しくは他の電話加入区域内の場所又は」に改める。

第三十六条の見出しを「附属装置等の設置」に改め、同条中「転換器」を「附属装置、附属電話機又は転換器」に、「電話機その他の附属機器」を「機器」に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

電話取扱局は、その電話取扱局に収容されている加入電話（その電話取扱局と同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話を含む。以下この条において「収容電話」という。）相互間の通話の料金の算定方法により、次の二種に区別する。

一 度数料金 収容電話相互間の通話の料金が一度ごとにその通話時間に応じて算定される料金制度による電話取扱局

二 定額料金 収容電話相互間の通話の料金がその通話の度数にかかわらず定額である料金制度（以下「定額料金制」という。）による電話取扱局

第四十五条第四項を次のように改める。

前三項の加入電話等の数は、次の各号に掲げる電話取扱局の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とする。

一 度数料金 その度数料金局及びその度数料金局に収容されている加入電話から区域内通話を行うことができる加入電話を収容している他の度数料金局に収容されている加入電話（契約の期間が公社が定める期間以内のものを除く。次号において同じ。）が公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話

接続回線の数の合計数

二 定額料金 同一の電話加入区域内にある他の電話取扱局に収容されている加入電話、公社が郵政大臣の認可を受けて定める種類の電話及び第五十四条の三第一項に規定する有線放送電話接続回線の数の合計数

第四十五条の二第二項中「市外通話（郵政省令で定める近距離の市外通話を除く。）を」を「区域外通話に、」市外通話地域間距離を「区域外通話地域間距離」に改める。

第四十六条各号を次のように改める。

一 区域外通話 同一の単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話相互間の通話又は相互に隣接する二の単位料金区域のそれぞれ区域内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い指定する地域のうちの

一の地域内の電話取扱局に収容されている電話から他の地域内の電話取扱局に収容されている電話への通話

二 隣接区域外通話 一の単位料金区域内の電話取扱局に収容されている電話からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域（公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に該当するものを除く。）内の電話取扱局に収容されている電話への通話（区域外通話を除く。）

三 区域外通話 前二号に掲げる通話以外の通話

第四十六条に次の一項を加える。

二 定額料金 市内通話（その定額料金局又はその定額料金局と同一の電話加入区域内にある他の定額料金局に収容されている電話相互間の通話をいう。以下同じ。）とその他の通話とに区別する。

第四十七条の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

区域内通話、隣接区域外通話又は区域外通話は、その接続の方式により、自動接続通話方式による通話（度数料金局に収容されている電話

からの通話でその通話の相手方たる電話を収容している電話取扱局までの接続が自動的に行なわれるものを含む。以下同じ。）とその他の通話（以下「自動接続通話方式による通話」という。）とに区別し、自動接続通話方式による通話（市内通話を除く。以下「市外通話」という。）は、次の三種に区別する。

一 普通通話 普通通話に先だつて接続をする通話

二 至急通話 請求者が指定する時刻に接続をする通話

第四十七条第二項中「及び特別至急通話」を削り、同条第三項中「第一項第四号又は第五号」を「第一項第三号」に改める。

第四十八条中「至急通話相互間又は特別至急通話相互間を」又は「至急通話相互間」に改める。

第五十五条の八の次に次の一章を加える。

第三章の四 データ通信

第一節 データ通信回線使用契約

（データ通信回線使用契約）

第五十五条の九 データ通信回線使用契約は、公社又は公社が設置する電気通信回線に電子計算機の本体又は入出力装置その他の機器（以下「電子計算機等」と総称する。）を接続して、当刻電気通信回線を使用する契約とする。

（データ通信回線使用契約の種類）

第五十五条の十 データ通信回線使用契約は、次の二種に区別する。

一 特定通信回線使用契約 契約の申込みをする者が指定する区間において公社又は公社が設置する電気通信回線（次号に規定する公衆通信回線に係る交換設備に接続されるものを除く。）に当該契約申込者が設置する電子計算機等を接続して、当該電気通信回線を使用する契約

二 公衆通信回線使用契約 公衆通信回線（加入電話の電話回線又は加入電信の電信回線をいう。以下同じ。）に係る交換設備と契約の申

込みをする者が指定する場所との間において公社又は公社が設置する電気通信回線に当該契約申込者が設置する電子計算機等を接続して、公衆通信回線を使用する契約

（特定通信回線使用契約の申込みの承諾）

第五十五条の十一 公社は、特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、公社の予算の範囲内において、その申込みの全部を承諾しなければならない。

二 公社又は公社は、二人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、次に掲げる場合のいずれかである場合に限り、その申込みを承諾することができる。

一 その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合するものであるとき。

二 その申込みに係る者が業務上相当な関係を有し、かつ、これらの者の当該電気通信回線を使用する態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は公社が郵政大臣の認可を受けたものであるとき。

三 公社又は公社は、次に掲げる場合のいずれかである場合には、特定通信回線使用契約の申込みを承諾しないことができる。

一 その申込みに係る電子計算機等が、公衆電気通信業務に支障を及ぼすことを防止するために必要な限度において公社又は公社が郵政大臣の認可を受けて定める技術基準（以下「データ通信技術基準」という。）に適合しないとき。

二 その申込みに係る電気通信回線の設置のため必要な公衆電気通信設備の新設、改造又は修理が技術上著しく困難であるとき。

三 その申込みに係る者が特定通信回線使用契約に係る電気通信回線に関する料金の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

保存)

第五十五条の十二 公社又は会社と特定通信回線使用契約を締結した者(以下「特定通信回線使用契約者」という。)は、当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等がデータ通信技術基準に適合するように保存しなければならない。

2 特定通信回線使用契約者は、当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等を変更したときは、公社又は会社との検査を受け、その変更後の電子計算機等がデータ通信技術基準に適合していることを認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

3 特定通信回線使用契約者は、公社又は会社から当該特定通信回線使用契約に係る電子計算機等がデータ通信技術基準に適合するかどうかの検査を受けるべきことを求められたときは、これを拒んではならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

(特定通信回線使用契約に係る電気通信回線の他人使用の制限)

第五十五条の十三 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から当該特定通信回線使用契約に係る電気通信回線を他人の通信の用に供するため、の契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る他人の通信の用に供する態様が公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができる。

2 特定通信回線使用契約者は、公共の利益のため特に必要がある場合に郵政省令で定める場合に該当するとき、及び公社又は会社と前項の契約を締結し、その契約に従つてする場合を除き、業としてその電気通信回線を用いて他人の通信を媒介し、その他その電気通信回線を他人の通信の用に供してはならない。

(特定通信回線使用契約についての準用規定)
第五十五条の十四 第三十条第三項の規定は第五十五条の十一第一項の場合について、第四十二

条の規定は特定通信回線使用契約者について、それぞれ、準用する。

(公衆通信回線使用契約の申込みの承諾)

第五十五条の十五 公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の申込みを受けた場合で次に掲げる場合には、その申込みを承諾しなければならない。

一 その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合するものであるとき。

二 その申込みに係る電子計算機等の電気通信回線との接続の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、当該電子計算機等が接続される電気通信回線の使用が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けたものであるとき。

2 公社又は会社は、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼすことなく公衆通信回線使用契約の申込みの全部を承諾することができないと認めるときは、郵政大臣の認可を受けて定める基準に従い、公共の利益のため必要な業務を行なう者の公衆通信回線使用契約の申込みを優先的に承諾しなければならない。

(公衆通信回線使用契約者の特定通信回線使用契約の申込みの承諾)

第五十五条の十六 公社又は会社は、公社又は会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から当該公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等を接続する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る電気通信回線の使用が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合に限り、その申込みを承諾することができ

きる。

(公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の設置)

第五十五条の十七 公衆通信回線使用契約者は、郵政省令で定めるところにより、公社又は会社の認定を受けた工事担当者でなければ、当該公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の設置に従事させてはならない。

(公衆通信回線使用契約についての準用規定)

第五十五条の十八 第四十二条、第五十五条の十二及び第五十五条の十三第二項の規定は公衆通信回線使用契約者について、第五十二条及び第五十三条の規定は工事担当者の認定について、第五十五条の十一第二項の規定は二人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、同条第三項の規定は公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、第五十五条の十三第一項の規定は公衆通信回線使用契約者が行なう当該公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等を他人の通信の用に供するための契約の申込みの承諾について、それぞれ、準用する。

第二節 データ通信設備使用契約

(データ通信設備使用契約)

第五十五条の十九 データ通信設備使用契約は、公社又は会社が設置するデータ通信設備(電気通信回線及びこれに接続する電子計算機等からなる電気通信設備をいう。以下同じ。)を使用する契約とする。

(データ通信設備使用契約の申込みの承諾等)

第五十五条の二十 公社又は会社は、第二章から前章までの規定による公衆電気通信業務の提供に支障を及ぼさない範囲内において、郵政大臣の認可を受けて、データ通信設備使用契約に係る公衆電気通信業務を提供するものとする。

2 公社又は会社は、データ通信設備使用契約の申込みを受けた場合において、その申込みに係るデータ通信設備使用契約が前項の認可を受けて提供されるデータ通信設備使用契約に係る公衆

電気通信業務に属するものであるときは、その申込みを承諾しなければならない。

(データ通信設備使用契約による機器の設置)

第五十五条の二十一 公社又は会社は、業務の遂行上支障がないと認められる場合は、公社又は会社とデータ通信設備使用契約を締結した者(以下「データ通信設備使用契約者」という。)が、公社又は会社が定める条件に従い、データ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器を設置することを承認することができる。

(データ通信設備使用契約についての準用規定)

第五十五条の二十二 第四十二条及び第五十五条の十三第二項の規定はデータ通信設備使用契約者について、第五十五条の十一第三項第二号及び第三号の規定はデータ通信設備使用契約の申込みの承諾について、第五十五条の十三第一項の規定はデータ通信設備使用契約者が行なう当該データ通信設備使用契約に係る電子計算機等を他人の通信の用に供するための契約の申込みの承諾について、それぞれ、準用する。

第五十六条中「第四章」を「第二章から第三章の三まで」に、「且つ」を「かつ」に改め、「公衆電気通信設備」の下に「(電気通信回線で電子計算機等を接続するもの及び電気通信回線に接続する電子計算機等を除く。以下この章において同じ。)」を加え、「申込」を「申込み」に改める。

第六十四条第一項第二号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

二の二 郵政省令で定める特殊な用途に使用する専用設備を他人に使用させるとき。

第六十六条中「別」に公社又は会社が定める額の料金の支払があることを条件としてを削り、「行」を「行なう」に、「申込」を「申込み」に改める。

第七十一条第三項中「一の電話加入区域」の電話取扱局又は電報取扱局の下に「(電報に関する現業事務を取り扱う公社の事業所並びに第七条の規定により電報に関する事務を委託されている郵便局及び第八号第一号、第二号、第五号又は第六号の規定により電報に関する事務を委託されてい

る者をいう。以下同じ。』を加える。
第七十五条を次のように改める。

(料金の連帯支払)

第七十五条 加入組合の組合員が支払うべき地域
団体加入電話に関する料金については、当該加
入組合の組合員は、その料金の支払について連
帯してその責めに任ずるものとする。

第七十七条の見出し中「取扱等」を「取扱い等」に
改め、同条中「取扱」を「取扱い」に改め、「第五
十五条の七第一項の下に、第五十五条の十四、第
五十五条の十八、第五十五条の二十二」を、「加入
電信の通信の下に、データ通信回線使用契約若
しくはデータ通信設備使用契約に係る通信」を加
え、「責を免れる」を「責を免れる」に改める。
第七十八条第一項第一号中「責」を「責め」に、
「取扱」を「取扱い」に改め、「翌日配達電報に
あつては、二十四時間を加算した時間」を削り、
同項第三号を次のように改める。

三 削除

第七十八条第一項第五号を次のように改める。

五 削除

第七十八条第一項第六号中「責」を「責め」に、
「第四十七条第一項第四号」を「第四十七条第一
項第三号」に、「繰下又は繰上」を「繰下げ又は
繰上げ」に、「定時通話」を「予約通話」に、「定
時通話料」を「予約通話料」に改め、同項第七号
中「責」を「責め」に、「定時通話」を「予約通
話」に、「定時通話料」を「予約通話料」に改め、
同項第八号及び第九号を次のように改める。

八 削除

九 削除

第七十八条第一項第十号中「責」を「責め」に
改め、「(電報に関する現業事務を取り扱う会社の

事業所を含む。以下この号において同じ。)」及び
「(電話に関する現業事務を取り扱う会社の事業所
を含む。以下この号において同じ。)」を削る。

第二百五条第一項ただし書中「第一号若しくは」
を「第一号に規定する附属設備若しくは機器」に
改め、「第五号に規定する設備」を「第五号に規定
する附属設備若しくは機器」に改め、同項第一号
中「附属設備」の下に「又は転換器によりこれら
に係る電話回線に接続する機器で郵政省令で定め
るもの」を加え、同項第五号中「附属機器その他
の附属設備であつて、」を「附属設備又は転換器
によりその電話回線に接続する機器で」に改め、
同条第四項中「専用者は」を「専用者は、郵政省
令で定める場合を除き」に改め、同条第九項を同
条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加え
る。

9 第五十五条の六の規定は、第一項の規定によ
り同項第一号又は第五号に規定する機器を設置
している加入電話加入者について準用する。

第二百五条の二中「電信加入者」の下に、「特定
通信回線使用契約者、公衆通信回線使用契約者、
データ通信設備使用契約者」を、「接続通話契約」
の下に、「データ通信回線使用契約、データ通信設
備使用契約」を、「電信機」の下に「電子計算
機等」を加える。

第九十九条第一項第一号中「取扱」を「取扱い」
に改め、「(翌日配達電報にあつては、二十四時間
を加算した時間)」を削り、同項第四号を次のよう
に改める。

四 削除

第九十九条第一項第五号中「第四十七条第一項第
五号」を「第四十七条第一項第三号」に改める。
別表を次のように改める。

別表

第1 通話電報の料金

料	金	種	別	料	金	額
1	普通電報料					

基本料 果加料 2 生急電報料 3 第15条又は第16条に規定する電報 の電報料	和文25字まで 和文5文字までごとに 普通電報料の2倍 普通電報料と同額	150円 20円
--	---	-------------

第2 電話使用料(契約の期間が30日以内の加入電話以外の加入電話に係るもの)

料 金 種 別	料 金 額	事務用	住宅用
1 一度敷料金局に收容されている加入電話に係るもの 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）及び構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	1 級一度敷料金局 2 級一度敷料金局 3 級一度敷料金局 4 級一度敷料金局 5 級一度敷料金局	700円 850円 1,000円 1,150円 1,300円	500円 600円 700円 800円 900円
2 定額料金局に收容されている加入電話に係るもの イ 単独電話（公社が郵政大臣の認可を受けて定める型式の電話機に係るものを除く。）	1 級定額料金局 2 級定額料金局 3 級定額料金局 4 級定額料金局 5 級定額料金局 6 級定額料金局 7 級定額料金局	650円 750円 850円 950円 1,150円 1,450円 1,800円	390円 450円 510円 570円 690円 870円 1,080円
ロ 構内交換電話（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	1 級定額料金局 2 級定額料金局 3 級定額料金局	1,000円 1,150円 1,300円	600円 700円 800円
一 加入電話ごとに月額			
二 加入電話ごとに月額			

2 共同電話に係るもの 1 その電話機（第36条に規定する附属的なものを除く。以下同じ。）の数が2個である場合 ロ その電話機の数が3個以上である場合 3 集団電話に係るもの 4 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）	一加入電話ごとに 30,000円 10,000円
一加入電話ごとに 50,000円以内において、集団電話の種類に応じ、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額 50,000円	

第5 公衆電話料（公衆電話から行なう通話に係るもの）

料 金 種 別	料 金 額
1 自動接統通話方式による通話に係るもの	
イ 区域内通話料	
(1) 公社が指定した公衆電話から行なう通話に係るもの	3分まで 10円
(2) その他の公衆電話から行なう通話に係るもの	3分までごとに 10円
ロ 隣接区域内通話料	80秒までごとに 10円
ハ 区域外通話料	次に掲げる秒数までごとに 10円
区域外通話地域間距離	
20キロメートルまで	80秒
30 "	50秒
40 "	38秒
60 "	30秒
80 "	21秒
100 "	15秒
120 "	13秒
160 "	10秒
240 "	8秒
320 "	6.5秒
500 "	5秒
750 "	4秒
750キロメートルをこえるもの	3秒

2 手動接続通話方式による通話に係るもの（その公衆電話が収容されている電話取扱局に収容されている加入電話から自動接続通話方式による通話ができる電話への通話に係るものを除く。） イ 公衆電話の取扱いにつき取扱者を配置すべきものとして指定した公衆電話から行なう通話に係るもの (1) 市内通話料 (2) 市外通話に係るもの ロ その他の公衆電話から行なう通話に係るもの (1) 市内通話料 (2) 市外通話に係るもの (4) 普通通話料 ① 区域内通話料 ② 隣接区域内通話料 ③ 区域外通話料 区域外通話地域間距離 20キロメートルまで 30 40 60 (5) 至急通話料 イ 第49条又は第50条に規定する通話の市外通話料	1 度数ごとに 第3の2に掲げる料金額と同額 10円
1 度数ごとに 第47条第2項の規定により公衆が指定する地域相互間の通話 3分までごとに 10円 10円 30円 30円 50円	左記以外のもの 10円 3分までごとに 10円 10円 20円 30円 30円 10円
普通通話料と同額 普通通話料の2倍 普通通話料の2倍	

第6 専用設備たる回線の専用の料金（市外設備に係るものであつて、専用契約の期間が1年以上に

のものに於けるもの)
(月額)第3の2の(3)の表金額の額の3分の1の額に達する額の6,000円以内を、
て公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十七年九月一日から同年十二月三十一日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三十四条第一項及び第七十五条の改正規定、第七十八条第一項の改正規定(第十号に係る部分に限る。)、並びに別表の改正規定(設備料に関する部分に限る。、並びに次項及び附則第七項の規定、昭和四十六年六月一日

二 目次の改正規定、第五十五条の八の次に一章を加える改正規定(第五十五条の十第二号及び第五十五条の十五から第五十五条の十八までに係る部分を除く。、並びに第五十六条、第六十四条第一項及び第二項、第六十六条、第七十七条、第七十九条第四項並びに第七十九条の二の改正規定並びに附則第五項、附則第六項、附則第八項及び附則第九項の規定、昭和四十六年九月一日

三 第十三条第一項、第十四条第一項及び第三項、第十七条、第十九条第二項並びに第七十一条第三項の改正規定、第七十八条第一項の改正規定(第一号及び第三号に係る部分に限る。、並びに第九号第一項の改正規定(第一号に係る部分に限る。、並びに別表の改正規定(通常電報の料金に関する部分に限る。、昭和四十七年三月一日

(試験実施)
2 日本電信電話公社(以下「公社」という。は、公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう自動接続通話方式による通話(改正後の公衆電気通信法(以下「公衆法」という。第四十七条第一項に

規定する自動接続通話方式による通話をいう。について、郵政省令で定める基準に従い、試験的に、その料金を改正後の公衆法別表の第3の1のイ又は第5の1に掲げる料金と同額とすることができ。

3 公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている電話から行なう通話及びその電話取扱局の種類に係る加入電話等の数の算定方法については、この法律の施行の日から起算して一年をこえない範囲内でその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、なお従前の例による。

4 改正後の公衆法第三十六条並びに第五十五条第一項第一号及び第五号の規定は、前項の規定により公社が郵政大臣の認可を受けて指定する電話取扱局に収容されている加入電話に係る加入電話加入者については、同項の規定によりその電話取扱局ごとに公社が指定する日までは、適用しない。

5 昭和四十六年九月一日において現に、電子計算機等(改正後の公衆法第五十五条の九に規定する電子計算機等をいう。を端末機器とする専用設備に係る専用契約を公社又は国際電信電話株式会社(以下「会社」という。と締結している者は、同日において、当該専用契約に代えて、公社又は会社と改正後の公衆法第五十五条の十第一号の特定通信回線使用契約を締結したものとみなす。

6 昭和四十六年九月一日において現に、公衆法第十二条の二の規定により公社が試行的に提供するデータ通信試行役務(データ通信試行のための契約約款(昭和四十五年日本電信電話公社公示第五十八号)に基づき提供される試行役務をいう。の提供を受ける契約(以下「試行契約」という。を公社と締結している者は、同日において、当該試行契約に代えて、公社と改正後の公衆法第五十五条の十九のデータ通信設備使用契約を締結したものとみなす。

7 この法律の施行前(附則第三項の規定により従前の例によるものとされる同項に規定する通話に係る料金及び当該電話取扱局に収容されている加入電話に係る電話使用料については、当該電話取扱局につき同項の規定により公社が指定する日まで)又は附則第一項各号に掲げる改正規定の施行前に支払い、又は支払うべきであった公衆電気通信役務の料金については、なお従前の例による。

(有線電気通信法の一部改正)
8 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。
第十条第七号の二を削り、同条第八号中「公衆電気通信法」の下に「第五十五条の八、第五十五条の二十一又は」を加え、同条の次に次の一号を加える。
八の二 その設備が公衆電気通信法第五十五条の九に規定するデータ通信回線使用契約に基づき接続したものであるとき。
(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)
9 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
第六条の見出し中「附属機器」を「附属装置等」に改め、同条第一項中「附属機器」及び「機器」を「附属装置等」に改める。
第七条の次に次の一条を加える。
(データ通信設備使用契約の申込み等の場合の債券の引受け)
第七条の二 データ通信設備使用契約(公衆電気通信法第五十五条の十九に規定するデータ通信設備使用契約をいう。以下同じ。の申込み(三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、同条に規定するデータ通信設備のうち電子計算機の本体以外の機器でそのデータ通信設備使用契約に係るものの設置に通常要する費用の額を基準として、機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。ただし、データ通信設備使用契約者がその機器を設置する場合は、この限りでない。

2 第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第五条の規定は、第一項に規定する機器の増設又は種類の変更の請求の場合に準用する。

第九条第一項中「加入者」の下に「データ通信設備使用契約の申込みをした者、データ通信設備使用契約者」を加え、「前七条」を「第二十条から前条まで」に改める。
第十一条中「第八条第三項」を「第七条の二第三項及び第八条第三項」に改め、「第七条第一項」の下に「第七条の二第一項」を加える。